

LP ガス災害対策マニュアル

第 3 次改訂版

参考資料

参考資料一覧

I 章 LP ガス設備の災害対策強化 関連資料

東日本大震災を踏まえた今後の液化石油ガス保安のあり方について（抜粋・要約）

日団協技術基準 G 高-002-2018

液化石油ガス容器置場における容器転落・転倒及び流出防止措置指針

充填所における容器の転倒防止・流出防止

エルピーガス供給機器ニュース No.25（雪害対策は出来てますか？）

近年の災害とその特徴

高知県 LP ガス協会「地震等災害に強い LP ガス供給設備の基準」等

ガス放出防止型高圧ホースのスタンダード化について（お願い）

II 章 LP ガス災害対策に係る体制整備等 関連資料

都道府県協会別中核充てん所一覧

LP ガス災害対応中央連絡会議設置要綱

LP ガス被災状況報告書の運用等について（お願い）

高知県における情報収集体制

集中監視システムの奏功事例

日本液化石油ガス協議会地震等被害速報

一般消費者等向け周知パンフレット例

安全点検票（例）

都道府県協会 LP ガス災害対策要綱（例）

都道府県協会 LP ガス災害対策マニュアル（例）

災害時相互応援ルール（例）

緊急通行車両等届出書類（例）

流出容器等処理要綱（例）

平成 30 年 7 月 5 日からの大雨により流出した LP 容器による事故防止について（注意喚起）

「警戒レベル」について

行政機関への連絡用文書（例）

令和 3 年 6 月 18 日付け液化石油ガス法施行規則及び例示基準の改正

LP ガス災害対策マニュアル

第 3 次改訂版

参考資料

I 章 LP ガス設備の災害対策強化 関係資料

東日本大震災を踏まえた
今後の液化石油ガス保安のあり方について
～真に災害に強いL P ガスの確立に向けて～

【 1 4 の対応策関係、抜粋・要約版 】

平成 2 4 年 3 月
総合資源エネルギー調査会
高圧ガス及び火薬類保安分科会
液化石油ガス部会

※L P ガス災害対策マニュアルの参考資料として必要な「1 4 の対応策」を中心に抜粋・要約しました。

I. ～II. 省略

III. 検討すべき課題（抜粋・要約）

この報告書では、「III. 検討すべき課題」において災害対策をするにあたって検討が必要な課題を抽出し、「IV. 今後の対応の方向性及び具体的な取組」へ繋げています。

東日本大震災の被害及び対応の状況を踏まえると、以下のとおり集約できる。

まず、想定外と言われる規模の震災であったことを踏まえれば、比較的復旧が早かったことと、大きな二次災害の発生を防止することができた。

地震に関しては、耐震遮断機能及び漏えい感知遮断機能を有した「マイコンメーター」が100%近く普及し、これが有効に機能した。また、津波については、住宅や事業所ごと流されるほどの最大クラスと言われる規模だったこともあり、LPガス容器の流出等が発生したが、地震及び津波によるLPガス関連機器の損傷が大きな二次災害につながったとの報告はなされていない。

一方、被災地の住宅でLPガスを利用していた住民や、避難所において炊き出し等を自主的に実施した自治会、町内会、婦人会等を始めとして、LPガスによって震災直後の生活をなんとか維持することができたという声も少なくない。

この意味では、これまでLPガス関係事業者や住民、自治体等の関係者によって採られてきた災害対策の方向が正しかったことが示され、また、日頃LPガス関係者が提唱していた、「災害に強いLPガス」、「災害に役立つLPガス」が実証されたということが言える。

しかしながら、今後の震災に対する備えを考えた場合、被害の防止や早期の復旧を一層確実にするために採っておくべき方策の手がかりとなる事実も少なくない。また、せっかく震災直後にLPガスが役立ったものの、その事実が関係者のみの知るところにとどまってしまう、必ずしも大きな社会的認知を得たとは言えない。

以上を踏まえ、今後の震災に対する備えとして検討すべき事項を以下の項目に集約し、それぞれについて課題・論点を抽出した。

1. 被災後の情報収集・発信体制

東日本大震災においては、防災業務マニュアル等で定められている情報収集・発信体制は必ずしも十分機能しなかったのは、以下の要因と考えられる。

- (i) 情報収集ルートのハブ自身の被災
- (ii) 情報発信する余力の不足
- (iii) 情報発信に対する認識不足
- (iv) 伝達する情報内容の問題

2. 被災後の復旧対応

- (1) 通信網の遮断及び停電
- (2) 点検・調査
- (3) 協力体性
- (4) 顧客の保安データ等の確保

3. 設備・機器面における対応

- (1) 地震および津波による被害の設備・機器による対応
- (2) 流出LPガス容器の回収
- (3) マイコンメーターの復帰

IV. 今後の対応の方向性及び具体的な取組（抜粋）

この報告書では、「Ⅲ. 検討すべき課題」で抽出された課題に対して、その解決に向けた対応の方向性と、当面1年間程度の間に更に具体的な検討の深掘りが求められる具体的な「14の対応策」が以下のとおり取り纏められています。（下線部分は、各々の対応策について取り組むべき組織、団体等）

■ 14の対応策

1. 情報収集・発信体制の整備

▼対応策その1〔日液協ルート等の追加〕

エルピーガス協会、日本液化石油ガス協議会及び経済産業省は、現在の、経済産業省本省から監督部等・都道府県経由とエルピーガス協会経由で都道府県協会をハブとする情報収集・発信ルートに加えて、「経済産業省本省～日本液化石油ガス協議会～LPガス販売事業者等」のルート（日液協ルート）等を追加する。

▼対応策その2〔把握する情報の内容やタイミングの見直し〕

エルピーガス協会、日本液化石油ガス協議会及び経済産業省は、現在の情報収集・発信の方法について、市町村別の消費者戸数の実数の把握を進めるとともに、被害の大きさによっては、連絡が付いたか否か、被害なし・あり・不明の別などを把握できるような形に切り替えるなど、情報収集要請のタイミングや受け手側での情報共有のあり方も含めて見直し、情報収集・発信の意義と併せてLPガス販売事業者等に浸透させる。

2. 被災後の復旧対応

(1) 通信網の遮断及び停電

▼対応策その3〔中核充てん所の整備〕

各都道府県協会は、災害時における保安業務を含めた様々な役割の担い手として、自家発電設備、衛星通信設備、LPガス自動車等を備えた各地域の災害対応の拠点となる「中核充てん所」を整備する。

(2) 点検・調査

▼対応策その4 [企業の枠を超えた点検・調査の推進]

エルピーガス協会及び経済産業省は、他社の顧客も含めた点検・調査がより多くの地域で実施されるよう、既に共通ルールが定められている都道府県協会の例を参考に、都道府県協会であらかじめ定めておくべき取り決め等のひな形を作成し、都道府県協会における具体化を推奨する。

なお、この取り決め等の内容としては、以下のような項目が考えられる。

- ・応急的な点検・調査と本格的な点検・調査を明確に区分し、特に応急的な点検・調査についての手順を具体的に定め、自社の顧客か他社の顧客かにかかわらず実施すること
- ・応急的な点検・調査の実施時に販売勧誘活動を行わないこと
- ・復旧後に本格的な点検・調査や設備工事を要する場合は、原則として契約しているLPガス販売事業者が実施すること

▼対応策その5 [車両の稼働の確保]

エルピーガス協会及び経済産業省は、緊急車両の指定や燃料供給が円滑に行われるよう、都道府県協会と自治体や地域の石油関係業者との防災協定等のひな形を作成し、都道府県協会における具体化を推奨する。

(3) 協力体制

▼対応策その6 [防災協定等の見直し]

エルピーガス協会及び経済産業省は、今回の震災を踏まえた各方面の検討結果も踏まえて、支援物資に関する事項の他、避難所の情報、緊急車両の指定、災害時の広報等に関する事項を追加するなど、現行の防災協定等の改善点を取りまとめて各都道府県協会等に提示することにより、防災協定等の見直しや新たな締結を推奨する。

▼対応策その7 [災害対応のための関係機関による中央連絡会議の設置等]

エルピーガス協会及び経済産業省は、中央におけるエルピーガス協会の役割として、例えば、被災地の状況に応じた情報収集要員の派遣、関係機関による災害対応のための中央連絡会議の運営事務局、対応策の提案や応援要員・物資の提示等を位置付ける。

(4) 顧客の保安データ等の確保

平時からの顧客データの管理方法を例示

3. 設備・機器面における対応

(1) 地震および津波による被害の設備・機器による対応

▼対応策その8 [段階1：地震及び津波による一次的な物理的被害の防止]

高圧ガス保安協会及び経済産業省は、地震および津波による、LPガス供給設備等の破損やLPガス容器の転倒、流出といった一次的な物理的被害防止のための具

体的な対策について検討を深め、その普及を図る。

(具体的な対応の事例)

- ・ 鎖がけ、ベルトがけの上下二重化等の転倒防止措置の強化の推進
- ・ 調整器等の固定の強化の推進
- ・ 落下物からの保護のための保護板の設置、容器バルブ保護プロテクターの導入の推進
- ・ 必要に応じた独立、固定した架台による容器、調整器の固定の推進
- ・ 配管用フレキシブル管、PE 管の使用促進

▼対応策その 9 [段階 2 : L P ガス容器からのガスの漏えい・放出の防止]

高圧ガス保安協会及び経済産業省は、L P ガスの供給設備等の破損や L P ガス容器の転倒、流出といった一次的な物理的被害が生じた場合における L P ガスの漏えい・放出の防止のための具体的な対策について検討を深め、その普及を図る。

(具体的な対応の事例)

- ・ マイコンメーター設置の更なる徹底
- ・ ガス放出防止機器の導入の推進

(2) 流出 L P ガス容器の回収

▼対応策その 10 [流出 L P ガス容器の回収体制の構築]

エルピーガス協会及び経済産業省は、大規模な災害が起きた場合の流出 L P ガス容器の回収・保管作業が円滑に進められるよう、今回の震災で実際に回収・保管を行った都道府県協会の例を参考に、都道府県協会であらかじめ定めておくべき手順や体制等のひな形を作成し、都道府県協会における具体化を推奨する。

▼対応策その 11 [マイコンメーターの復帰対応など正確な情報の普及]

L P ガス安全委員会および経済産業省は、震災によりいったん遮断したマイコンメーターについての消費者自らの復帰対応の方法及びその際の留意点などについて、消費者に対する一層の周知を図る。

4. その他

▼対応策その 12 [「L P ガス消費者地震対策マニュアル」等の見直し]

高圧ガス保安協会及び経済産業省は、「L P ガス消費者地震対策マニュアル」について、今回の震災の教訓や津波対策の視点等を盛り込んだ上で改訂版を作成するとともに、講習会等によりその活用を図る。また、エルピーガス協会及び経済産業省は、エルピーガス協会としての対応マニュアル等を整備し、都道府県協会における活用を図る。

▼対応策その 13 [震災対応とコアとなる人材の育成]

エルピーガス協会及び経済産業省は、震災対応において現場で中心的役割を担う都道府県協会の職員を対象に、講習会等による人材育成を図る。

▼対応策その 14 [震災対策に資する安全技術の開発、指針の策定等]

高圧ガス保安協会及び経済産業省は、震災対策に資する安全技術の開発や指針の策定等の具体的なテーマの検討・実施を行う。

以下、省略

注) 文中の「エルピーガス協会」は、2012年4月1日より「(一社)全国LPガス協会」となりました。

液化石油ガス容器置場における容器転落・転倒及び流出防止措置指針

1. 制定目的

液化石油ガス事業所における容器置場は、高圧ガス保安法にて液化石油ガス用容器（以下「容器」という。）の転落・転倒防止措置が規定されている。しかしながら、平成23年3月11日の東日本大震災、においては多くの容器が流出し、転落・転倒防止の他流出防止に係る対応が必要であることが認識された。

以上より、容器の転落・転倒及び流出防止のために望ましい措置を例示し、LPガス業界における対応を推進することにより、容器置場を所有する液化石油ガス事業所における事故防止及び自然災害時の対応・措置を向上することを目的とする。

2. 適用範囲

この指針は、液化石油ガス事業所の容器置場（容器検査所を含む）の構造及び容器の取扱いにおける措置について適用する。

容器の容量は、内容積120リットル以下の容器（液化石油ガス自動車燃料装置用容器を除く。）を対象とする。

3. 用語の定義

本指針において使用する用語の意味は次のとおりとする。

- （1）容器置場内容積120リットル以下の充填容器及び残ガス容器を保管するための置場
- （2）充填容器充填された液化石油ガスが50%を超えて貯蔵されている容器

（注）液化石油ガス保安規則（以下「液石則」という。）第2条第1項第7号にて、充填容器は「現に液化石油ガス（液化石油ガスが充填された後に当該ガスの質量が充填時における質量の2分の1以上減少していないものに限る。）を充填してある容器」と規定されている。

- （3）残ガス容器充填容器以外の容器（圧力が温度35℃において1MPa未満である容器は含まれない。）

（注）液石則第2条第1項第8号にて、残ガス容器は「現に液化石油ガスを充填してある容器であって、充填容器以外のもの」と規定され、関係基本通達において残ガス容器は、「残存しているガスが気体の状態のガスのみであり、その圧力が温度35℃において1MPa未満である場合の容器は含まれないが、客観的に反証のない限り、充填容器以外の容器は残ガス容器と推定して取扱うものとする。」とされている。

以上のとおり、省令と通達で一部解釈に相違があるが、本指針においては「新品容器」「再検査受検用容器」以外であって充填量50%以下の容器を「残ガス容器」とする。

- （4）充填容器等充填容器及び残ガス容器

4. 現行法基準

現行高圧ガス保安法（以下「高圧法」という。）に基づく基準は次のとおりであり、本指針は当該法基準に加えて、容器の転倒・転落及び流出防止に有効と考えられる措置を5. 6. 7項に例示とする。

液石則第6条第2項第7号イ

充填容器等は、充填容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置くこと。

液石則第6条第2項第7号ホ

充填容器等（内容積が5リットル以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

液石則例示基準 4 1. 充填容器等の転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置

充填容器等の転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置は次に掲げるものをいう。

1. 上から物が落ちるおそれのある場所に置かないこと。
2. 水平な場所に置くこと。
3. 10kg入り容器にあっては、原則として2段積以下とし、やむを得ず3段積にするときは、ロープをかけること。
4. プラットホーム等の周囲より高い場所に置くときは、プラットホーム等の端に置かないようにし、やむを得ず端に置くときは、ロープをかけ又は柵を設けること。
5. 固定プロテクターのない容器にあっては、キャップを施すこと。ただし、容器置場にある容器であって、1. から4. までの措置によりバルブが損傷するおそれのないものは、この限りでない。

5. 転落・転倒防止の措置

（1）容器置場の周囲

- ①容器置場周囲は、壁構造、シャッター構造又は金網構造等とする。
- ②上記①項以外の構造である容器置場周囲には、ロープ又は鎖掛け若しくは柵を設置する。
 - ・ ロープ又は鎖は、二重掛け（1本目は50kg容器高さの3／4の位置、2本目は1／4の位置）以上とする。
 - ・ ロープ又は鎖を固定する柱の間隔は、5m以内とする。
- ③容器置場がプラットホーム構造で、ロープ又は鎖掛け若しくは柵の設置が困難な場合、充填容器等は、プラットホーム端から充填容器等の高さの半分以上の距離を確保して置くこと。
 - ・ 充填容器等を置くことが可能な範囲を線引き等により明示する。
- ④ロープ又は鎖掛け若しくはシャッター構造等の場合は、休日・夜間及び容器搬入出作業を行っていない箇所については、ロープ又は鎖掛けの実施若しくは柵を設置することとし、シャッター構造の場合は当該箇所のシャッターを閉止する。

（2）容器置場内

- ①容器置場の床面は、水平・平滑に仕上げてあり、凹凸が生じ容器を水平に置くことが困難な箇所は、速やかに補修する。
- ②容器置場内においては、充填容器等を纏めて置く。
- ③充填機・計量器等機器類の周りには充填容器等を置かない。
- ④10kg超え容器は、二段積みを行わない。
- ⑤10kg以下の容器であっても積み重ねは二段以下とする。

6. 流出防止措置

（1）容器置場ごとの浸水等のリスク見積りと分類

容器置場の所属する市町村および河川管理事務所両方のハザードマップを確認

（『【補足】流出防止対策実施のポイント解説』の「4. ハザードマップの確認の仕

方」を参照)のうえ、津波・高潮・洪水・河川決壊による浸水等のリスク(水位)等を確認し、また、自らの容器置場の周囲の状況を鑑み、自らの容器置場の流出リスクを見積り、以下の区分に分類する。

①高リスク容器置場

容器置場の周囲が浸水に耐えうる強度の壁構造、又はシャッター構造又は金網構造等を有しておらず、かつ、ハザードマップの想定浸水高さの最大値が敷地の外壁高さを超えている、または、同等程度の高さしかなく浸水時に敷地外への容器流出が想定される容器置場。

②中リスク容器置場

容器置場の周囲が浸水に耐えうる強度の壁構造、又はシャッター構造又は金網構造等を有しておらず、かつ、ハザードマップの想定浸水高さの最大値に比べて敷地の外壁の高さが十分にあり、敷地外への流出が想定されにくい容器置場。

③低リスク容器置場

上記以外の容器置場。

(2) 平時の準備(高・中リスク容器置場)

①リスクの低減化に向けた取組み

- ・ 容器置場周囲について浸水に耐えうる強度の壁構造、又はシャッター構造又は金網構造等への設置。
- ・ 上記の実施が困難な場合は、敷地外への流出が予見される高リスク容器置場にあつては、一定の数以上まとめて置いた充填容器全体を網ネット等で覆い、ネットをあらかじめ用意したフック等に固定することで容器の浮上を防止などの措置が必要で、それを実施するための網ネット、フック等の準備を行う。中リスク容器置場にあつては、措置に必要な容器を固定するためのロープ、鎖、ラッシングベルト、角リング等の準備を行う。

② 災害時に備えた容器台帳管理

大規模災害時には、事務所を含めて被害にあふことで、容器に関する電子データが破損してしまい、その際に流出容器データが不明になるリスクがある。これらの事態に備えて、容器データの管理については、二元管理を行うことが望ましい。

【容器台帳管理の二元化の例示】

- ・ (事業者単独による対応例) 電子化されたデータをインターネットのデータ管理(クラウドコンピューティング)等を活用して保管する。
- ・ (他事業所、他事業者を含めた対応例) 本社と支社及び関連会社等で電子化されたデータを二元管理する。

(3) 警戒態勢時(災害発生予見直前の準備)

① 警戒態勢時について

次のいずれかの状態をいう。

- ・ 大雨・高潮・波浪・津波・洪水に関する特別警報の発令が予想される場合。
- ・ 短期的な大雨等により土砂災害警戒情報が発令された場合(または発令が予想される場合)。
- ・ その他、容器置場への大量の浸水等の被害が予見可能になった場合。

② 実施すべき措置

【高リスク容器置場】

- ・ 一定の数以上まとめて置いた充填容器等全体を網ネット等で覆い、網ネットをあらかじめ用意したフック等に固定することで容器の浮上を防止する。

- ・ 万が一、充てん容器が敷地外流出することに備え、敷地内にある容器本数の把握を行う。具体的には、容器データの出力を行い、避難時に持ち出しをする準備を行う。

【中リスク容器置場】

- ・ 一定の数以上纏めて置いた充填容器等を、ロープ又は鎖若しくはラッシングベルトを充填容器等の周囲に巻いて固定（原則として二重掛け）する。
- ・ この場合、ロープ又は鎖若しくはラッシングベルトは、極力たるみを持たさないように締め付けて固定する。
- ・ 50kg充填容器等については、緊急時等速やかに対応する場合は、角リングによる固定

も有効である。

- ・ 必要に応じ、高リスク容器置場の措置を参考とした措置を行う。

【低リスク容器置場】

- ・ 容器置場周囲にある門扉等の施錠確認を行う。
- ・ 必要に応じ、高・中リスク容器置場の措置を参考とした措置を行う。

7. 発災直後の措置

①地震時の措置

- ・ 容器が大きく揺れ出した場合は、無理な措置は図らず、避難する。
- ・ 充填・容器搬送等作業中に地震を感知し、揺れが大きい場合は、避難指示・連絡がなくても避難する。
- ・ 容器充填所において地震を感知した場合は、揺れが収まった後速やかに容器等からガス漏えいのないことを確認する。
- ・ 揺れが収まった後は、充填中容器の容器弁を閉止し、充填機と容器を切り離す。

②津波又は河川氾濫、豪雨、高潮等による浸水時の措置

- ・ 沿岸地域の事業所においては、地震発生時は津波警報の発令情報に注意し、警報発令時には速やかに避難する。
- ・ 津波警報又は豪雨等による洪水警報が発令された場合は、原則直ちに避難し、警報の情報及び周囲の状況等から時間的猶予があると事業所責任者が判断した場合は、前記警戒態勢時の実施すべき事項の実施状況を確認する。また、時間的猶予がある場合は、充填システムが導入されている充填所においては、システムの状態を確認し、その後避難する場合はシステム停止措置を行って避難する。

8. 通常時の容器取扱い要領

（１）容器置場への容器搬入出時の措置

- ①容器置場に容器を搬入又は搬出する場合は、粗暴な取り扱いをしない。
- ②充填容器等は、安全弁が気相部に位置する状態で移動及び保管する。
- ③ローラーコンベアー又はチェーンコンベアー等容器搬送機器に容器を載せる場合は、円滑に搬入し、搬送機器上に容器が滞留して転倒を生じないように注意して作業するとともに、搬送機器の維持管理を徹底する。

（２）容器保管時の措置

- ①不要な容器を多数保管しないように注意し、保管容器数の削減を図る。
- ②充填容器と残ガス容器は、区分して保管し、線引き等により置場の区分を明確化して

おく。

- ③充填容器等を一定数纏めて置く場合は、容器群周囲に作業用及び避難用の通路を確保する。
- ④充填容器等を長期間保管する場合又は休日・夜間等は、充填容器等を一定数纏めて置き、ロープ又は鎖若しくはラッシングベルトにて固定（原則として二重掛け）する。
- ⑤プロテクターのない容器は、充填時以外は保護キャップを必ず装着すること。
- ⑥容器の搬入・充填・搬出（出荷）情報は、出来るだけ電子データにて保存し、かつ、同じデータを事業所外にて保存することによりバックアップ可能なシステムとしておくことが望ましい。

制定年月日平成25年7月24日

施行年月日平成25年7月24日

改正年月日平成30年10月24日

平成30年11月16日

【充填所における容器の転倒防止・流出防止】

東日本大震災時における充填所での容器の転倒・転落



東日本大震災の地震で倒れプラットフォームから落下した LP ガス容器（石油産業新聞社提供）

充填所内の容器の転倒対策として、プラットフォームの外周に取り外し可能な柵を設置した例



地震時の転落防止に有効
配送車への積み下ろし時は、取り外せる



取り外し可能な柵をもうけ、プラットフォームの
有効的な利用を図る。



プラットフォームの床面に穴をあける



地震時には充填員の避難通路を確保できる

LPガス 供給機器ニュース (販売事業者様向け)

No.25
OCT
2014

雪害対策は 出来てますか？

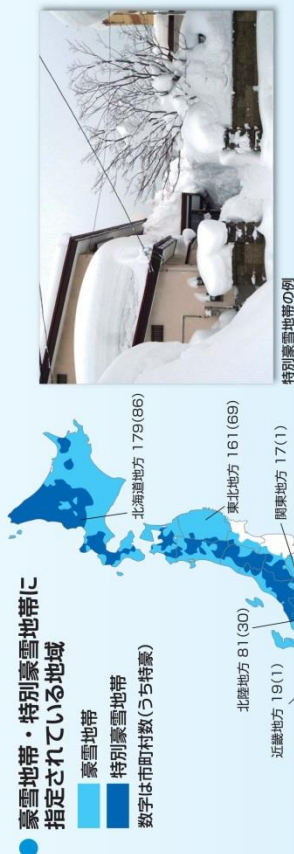
豪雪地帯とは

豪雪地帯とは冬に大量の積雪がある地域のこと、日本においては特に豪雪地帯対策特別措置法に基づき指定された地域を指します。24道府県で面積にすると国土の約51%を占めます。このうち長期間、車の通行が出来なくなる地域を特別豪雪地帯と言います。

最近では、異常気象の影響により豪雪地帯以外の地域でも大雪が降るようになり、平成26年豪雪では雪害による被害が各地で発生しました。

● 豪雪地帯・特別豪雪地帯に 指定されている地域

豪雪地帯
特別豪雪地帯
数字は市町村数(うち特豪)



● 豪雪地帯の人口と面積

区分	全国	豪雪地帯 (対全国比%)	うち特別豪雪地帯 (対全国比%)
人口	1億2805万人	1,963万人 (15.3%)	320万人 (2.5%)
面積	377,950km ²	191,798km ² (50.7%)	74,898km ² (19.8%)
市町村	1,720市町村	532市町村 (30.9%)	201市町村 (11.7%)

出典：国土交通省 平成25年4月1日現在

● 豪雪地帯の写真

豪雪地帯の降雪シーズンは、雪害対策の対応に日々追われています。



屋根の雪庇(せっぴ)

雪おろし

供給設備まわりの雪かき

車両の移動困難

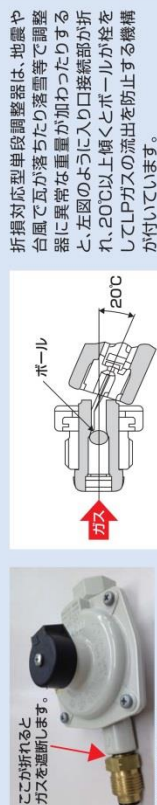
その2 単段調整器の容器直結タイプの対策例

① 単段調整器を建物の壁面側に設置する方法を紹介します。



最も事故の多い単段調整器の容器直結設備は、落雪の影響のない場所に設置するか、右写真のように高圧ホースを用いて調整器の通気口と出口側を下に向け、建物壁面に縦設置してください。

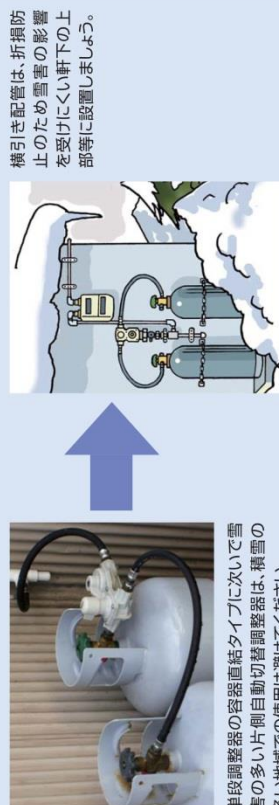
② 災害時用機器としてガス放出防止機構付単段調整器(折損対応型)もあります。



スパンね締めタイプ
(ハンドル締めタイプもあります)

その3 片側タイプの自動切替調整器の対策例

① 両側タイプで軒下に設置しましょう。



単段調整器の容器直結タイプに比べて雪害の多い片側自動切替調整器は、積雪の多い地域での使用は避けてください。

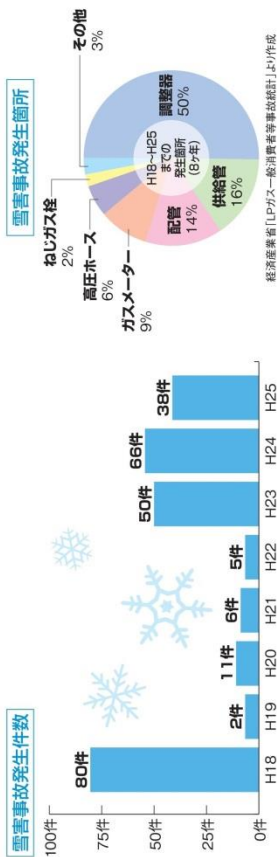


JLIA
発行：一般社団法人 日本エルピーガス供給機器工業会
〒05-0904 東京都港区新橋5丁目9番4号 エルピービル4F
TEL 03 (5777) 1974 FAX 03 (5777) 1955 URL <http://www.jlia-spa.or.jp/>

2014.10 初版第1刷 30,000

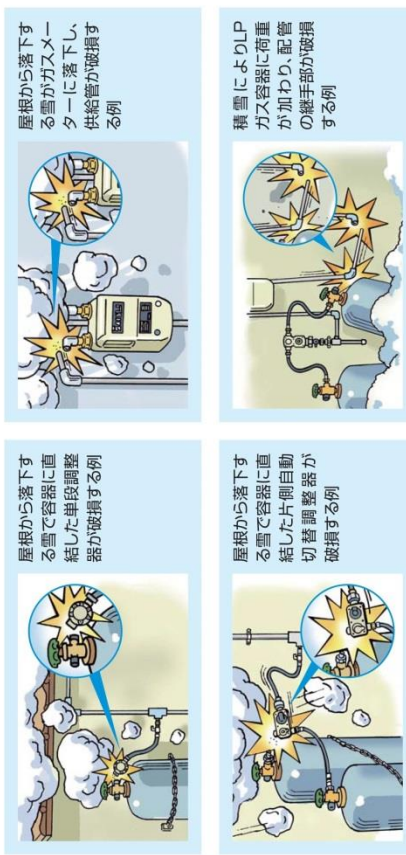
雪害によるLPガス事故発生率／雪害事故の推移

雪害事故は、平成18年の豪雪以来減少しておりますが、ここ数年再び増加傾向にあります。



雪害事故代表例

雪によるLPガス設備の被害の多くは、屋根からの落雪や雪おろし等による衝撃、積雪の荷重によるガスメーター、調整器、高・低圧ホースの接続部、供給管、配管のねじ部の破損等です。



雪害による事故事例

●2013年1月21日 一般住宅

一般住宅において、消費者からガス臭がするとの連絡を受け、販売事業者が出動したところ、単段調整器が損傷していることを確認した。原因は、屋根の氷塊が落下して調整器にあたり、調整器が損傷してガスが漏えいたものとみられる。なお、想定以上の雪に対する対策がなされていない。

●2013年2月18日 一般住宅

一般住宅において、消費者からガスの漏えい音とガス臭がするとの通報が消防にあり、販売事業者が出動したところ、ガスメーターの入口と出口の向継手部が損傷していることを確認した。原因は、屋根の氷塊が落下して、ガスメーター入口側の供給管継手部と出口側の配管継手部を損傷し、ガスが漏えいたものとみられる。

雪害防止対策

LPガス供給設備は、積雪、落雪の影響を受けにくい対策をしましょう。

その1 各地で様々な工夫がされている雪害対策

① コンクリートパネル（コンパネ）や雪囲いによる対策例

コンクリートパネル等を供給設備や配管等の前に立て掛けることで、雪害事故を軽減できます。



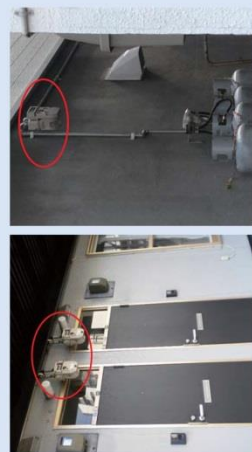
② 容器収納庫による対策例

容器収納庫は、LPガス容器、供給機器類、供給管等を保護できます。



③ 横引き配管の対策例

積雪や落雪の影響を受けないように軒下の上部にガスメーターや横引き配管を設置した対策例です。



④ 保護板の設置による対策例

容器や供給機器類、及び供給管等が積雪や落雪の影響を受けそうな場所にある場合は、「保護板」を設置する対策もあります。



LPガス供給設備が雪の影響を受けない対策をする際には、家の形態や地域の気象条件（風向き）等、環境や実情に応じた配慮が必要です。

近年の災害とその特徴

LP ガス業界では、2011 年の東日本大震災の教訓を基に「LP ガス災害対策マニュアル」を作成し対応を図ってきたが、その後も日本各地で毎年のような大規模災害が発生している。近年発生した大規模災害についてその概要と特徴を以下に示す。

平成 23 年（2011 年）東日本大震災

地震名称：東北地方太平洋沖地震

発生日時：平成 23 年（2011 年）3 月 11 日 14 時 46 分

震源地：三陸沖（深さ 24km）

地震の規模：9.0（Mw）

最大震度：7（宮城県栗原市）

2011 年 3 月 11 日 14 時 46 分ごろ、宮城県沖を震源とする最高震度 7 の大型地震が発生した。地震の規模はモーメントマグニチュード（Mw）9.0 であり、発生時点において日本周辺における観測史上最大規模の地震として発表された。

地震による被害よりもその後が発生した津波により多くの被害が生じ、福島第一原発の爆発事故など多くの二次被害も発生した。

令和 3 年 3 月 10 日時点で、震災による死者は 15,899 人、行方不明者 2,526 人、建築物の全壊・半壊は合わせて 40 万 5,117 戸とされている^[1]。震災発生直後のピーク時には避難者は約 47 万人、停電世帯は 800 万戸以上、断水世帯は 180 万戸以上など戦後最大級の大災害となった。

地震の大きな揺れはもちろんであるが、地震によって津波・停電・原子力災害、液状化など、広範囲に複数の災害が誘発されたのがこの災害の特徴である。

LP ガス業界における被害状況

地震後の津波により、20 万本近くの LP ガス容器が流出するなど物理的な被害により、復旧作業に多大な支障をきたした。また、大規模な停電により、連絡網が遮断され、情報の収集に障害が生じた。

（写真）流出容器の様子



津波が押し寄せた地域では、比較的低い津波（1m程度）であっても、消費先に設置されている容器が足元をさらわれ、容器が転倒し、供給設備が損傷する被害が発生した。



平成 27 年（2015 年） 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨

平成 27 年（2015 年）9 月 7 日に発生した台風 18 号は 9 月 9 日に東海地方へ上陸したのち、同日夜には日本海で温帯低気圧となった。この台風による直接的な被害は大きくなかったものの、日本海を北東に進む温帯低気圧に、台風 17 号から吹き込む湿った風がぶつかり、関東地方北部において線状降水帯が発生した。

この災害では、特に茨城県常総市付近で甚大な水害が発生した。この地域では鬼怒川の堤防が決壊したことで、一般住宅の流出や損壊などの甚大な被害が発生した。常総市や境町では冠水地域内の LP ガス販売事業者も被害を受け、保管していた容器が流出するとともに、関係書類も流されるなどした。



【鬼怒川が氾濫した常総市 高圧ガス誌3月号より】

豪雨による死者は 20 人、負傷者が 82 人、建築物については全壊 81 戸、半壊が 7,090 戸に上った。^[2]

10 日早朝より鬼怒川の数か所で越水や堤防からの漏水が発生し、12 時 50 分には同市三坂町で堤防 1 か所が決壊した。これにより常総市では鬼怒川と小貝川に挟まれた広範囲が水没した。東日本大震災の教訓を取り入れ 2014 年に竣工したばかりであった常総市役所本庁舎なども浸水被害を受けた。



プラットフォームまで浸かった充填所
(茨城県高圧ガス保安協会提供)



濁流により土台の傾いた住宅



給湯器の高さまで水没した形跡が見られる



濁流により流出寸前の容器



鎖の二重掛けによって容器流出を免れた事例

平成 28 年（2016 年）熊本地震

地震名称：平成 28 年（2016 年）熊本地震

発生日時（M6 以上の地震）：

平成 28 年 4 月 14 日 21 時 26 分（最初の地震、最大震度 7）

平成 28 年 4 月 15 日 0 時 3 分（最大震度 6 強）

平成 28 年 4 月 16 日 1 時 25 分（**最大規模の地震（M 7.3）**、最大震度 7）

震央：熊本県熊本地方等

地震の最大規模：7.3（Mj）

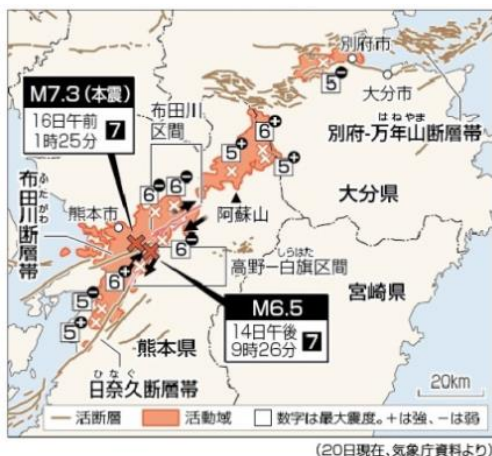
最大震度：7（熊本県益城町、西原村）

平成 28 年（2016 年）4 月 14 日以降に熊本県と大分県で相次いで大型地震が発生した。九州地方では初となる震度 7 を観測しており、一連の地震回数（M 3.5 以上）は内陸型地震では 1995 年以降で最多となっている。この熊本地震による被害は 2019 年 11 月末時点で死者 273 名、負傷者 2,809 名、避難所への最大避難者数 183,882 名、建物被害は全壊だけでも 8,667 戸もの数が確認されている。

建物の倒壊により、**LP ガス容器も埋没し、回収作業**に追われた。



地震で倒壊し家屋で被害のあった LP ガス供給設備【プロパン・ブタンニュース提供】



熊本地震分布図



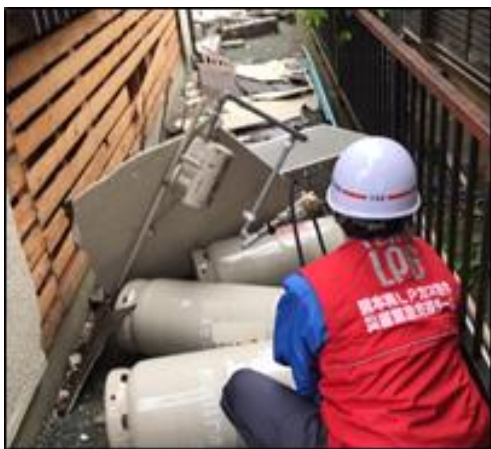
倒壊した住宅（益城町）



災害緊急支援チームの横断幕を設置



避難所への炊き出し



チームLPGによる応急点検



瓦礫の中からLPガス容器を撤去



仮設住宅へのLPG供給



仮設住宅の建設
(写真：熊本県LPガス協会提供)

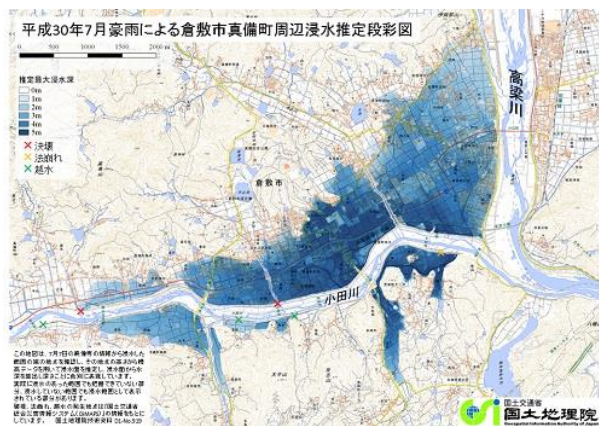
熊本地震は、**布田川断層帯**と**日奈久断層帯**の二つの断層帯が連動して熊本地方を中心に発生したものであるが、一連の地震は熊本地方だけでなく阿蘇地方、さらには大分県中部にかけて広範囲に発生した。

被災した地域に於いては、LPガス協会が中心となり、危険地域の容器の回収、避難所への炊き出しや復旧作業を行い、仮設住宅へのLPガス供給も防災協定等で定め、迅速な復旧を行うこと。

平成 30 年（2018 年） 西日本豪雨

平成 30 年（2018 年）6 月 28 日から 7 月 8 日にかけて西日本を中心に集中豪雨が発生した。この豪雨によって、最も被害の大きかった西日本では河川の氾濫や浸水害、土砂災害などが発生した。豪雨による死者 237 名、行方不明者 8 名、負傷者 432 名となり、住居被害は全壊や一部破損、浸水等を含め約 53,000 戸に上った。

岡山県の真備町では**高梁川の逆流（バックウォーター現象）による水害**と、土石流による水害があった。



倉敷市真備町では、浸水想定区域と実際の浸水範囲がほぼ一致した。

また、河川の近くの容器置き場等から、4,000本に上るLPガス容器が流出した。



河川の氾濫により水没した充てん所



川沿いの容器置き場から大量の容器が流出した



川の中州にて流出容器の回収を行った



容器の回収にはクレーン車も用いられた
(写真：岡山県 LP ガス協会提供)

平成 30 年（2018 年）北海道胆振東部地震

地震名称：平成 30 年北海道胆振東部地震

発生日時：平成 30 年（2018 年）9 月 6 日 3 時 7 分

震源地：胆振地方中東部（深さ 37km）

地震の規模：6.6（Mw）

最大震度：7（北海道厚真町）

平成 30 年（2018 年）9 月 6 日 3 時 7 分に、北海道胆振地方中東部を震源として発生し地震の規模を示すマグニチュードは 6.7、最大震度は最も高い震度 7 となった。震源の深さは 37km とされており、北海道で震度 7 が観測されたのは初めてで、大規模停電によるブラックアウトが起こるなどの影響が出た。

この震災による人的被害は死者 42 名、重傷者 31 名、軽傷者 731 名となり 800 名以上の被害者が出た。とりわけ建物被害が大きく、全壊、半壊、一部破損を含め計 14,000 軒以上の住家への被害が記録されている。



広い範囲で土砂崩れが発生



液状化により地盤沈下が発生



北海道全域でブラックアウト



ガソリンの給油に長蛇の列

北海道全域が停電に見舞われたが、中核充填所や一部の事業所ではLPガス発電機により操業を続けることができた。ガソリンスタンドは緊急車両や一般車両による給油で混雑したが、LPガスを燃料とするタクシーやLPガス自動車は通常通りの給油ができた。

令和元年（2019 年）東日本台風

令和元年（2019 年）9 月令和元年台風第 19 号の豪雨により、極めて広範囲にわたり、河川の氾濫やがけ崩れ等が発生した。これにより、死者 118 名、行方不明者 3 名、住家の全半壊等損傷 75,758 戸、住家浸水 29,941 戸の極めて甚大な被害が広範囲で発生した。^[3]

本災害は台風による災害で初めて特定非常災害に指定され、また、災害救助法を 390 市区町村に適用し、東日本大震災を上回る過去最大の適用となった。

福島県 阿武隈川水系での被害状況



郡山市の中央工業団地は全域が冠水した



福島県で阿武隈川が決壊、広範囲に水没した



高圧ホースでかろうじて流出を免れた容器

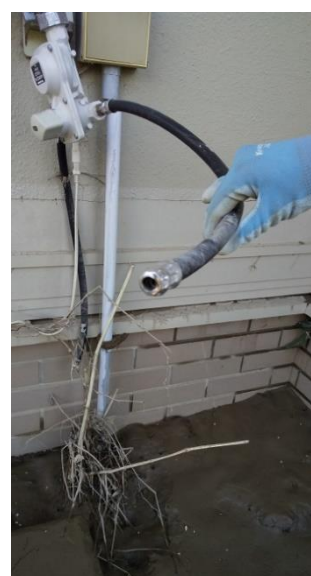
（福島県 LP ガス協会提供）

軒先の供給設備からLPガス容器の流出を防止するためには、容器を設置する壁にベルト、鎖を二重掛けにし、浮き上がらないよう緊縛することが重要である。鎖をかけるフックについても容易に脱落しないよう、返しのあるフックを使用すること。また、高圧ホース自体の引張強度は高いが、接手カシメ等に荷重が掛かると、引きちぎられるので、流出防止の効果はない。

長野県 千曲川水系での被害状況

千曲川では堤防が決壊し、広範囲に浸水被害をもたらした。近隣の地域には行政による想定浸水深 5m（最大 10m）の表示もあった。

氾濫による濁流では、堤防の決壊場所付近の多くの家屋が流される、壊されるなどの被害が見られた。（写真参考）



（左） 容器が水に浮いたことがわかる

（右） 高圧ホースがちぎれ、容器が流出

（中） 高圧ホースがちぎれているが、張力式の高圧ホースが動作している

（長野県 LP ガス協会提供）

令和2年（2020年）7月豪雨

「平成最悪の水害」といわれた西日本豪雨から2年。「令和2年7月豪雨」の全国アメダス地点における降水量の総和は、それを上回った。7月3日夜から九州に線状降水帯ができて局地的に猛烈な雨が降り、熊本県を流れる球磨川が氾濫して広範囲に浸水。4日に熊本県と鹿児島県に大雨特別警報が出され、6日から7日には福岡県、佐賀県、長崎県に大雨特別警報が発表された。



人吉市を抜けた球磨川の狭窄部で急速に水位が上昇し、濁流で深水橋も流された



平屋の家屋は屋根まで水没した



特に球磨村の被害は甚大だった

球磨川は広い集水域を持つ河川で、人吉盆地にて支川の川辺川と合流したのち、盆地の出口地点で川幅が絞り込まれ、その後43kmもの長区間にわたる山間の狭窄部を通過する。山間狭窄部を抜けると扇状地が広がり、西に大きく湾曲しながら八代海に流れ出る。人吉盆地は、盆地の出口付近の平坦部に市街地が発達しており、広範囲の集水域から雨水が集まり、球磨川が狭窄部に入る盆地出口付近の南西部の浸水被害が多かった。特に球磨村では水位が急上昇し、家屋全壊等の被害が発生した。

洪水浸水想定区域においては、LP ガス容器の流出防止措置を徹底し、万が一容器が流出した場合に備え、流出容器の回収作業を行える体制を整えること。併せて流出容器を発見した場合の対処方法、連絡先など広報を通じて周知・徹底すること。



どちらのケースにおいても、容器が水に浮き、一重掛けの鎖から脱落している



非常に高いレベルまで水位が上昇した



2重掛けを行った容器は水流の影響を受けても流出することがなかった

多くの河川の氾濫、広範囲での浸水・冠水、土砂災害などによる被害は甚大であり、豪雨による死者は 84 人、行方不明者 2 人、建築物の全半壊については 6,129 戸であった^[4]。

今回の豪雨で記録的な降水量になったのは、梅雨前線の停滞に加えて、日本近海の海面水温が高いことが影響していると考えられる。

令和元年から令和2年にかけての冬は、記録的な暖冬で海面水温が高く、この時期も平年より高くなった。海面水温が高いと大気の水蒸気量が多くなるため、梅雨前線に大量の湿った空気が流れ込んで前線の活動が活発になり、降水量が多くなった。

令和元年は、東京都を含む 13 都県で大雨特別警報が発表され、長野県の千曲川が決壊した「令和元年台風 19 号」、平成 30 年は「平成 30 年 7 月豪雨」、平成 29 年は「平成 29 年九州北部豪雨」など、毎年豪雨災害が発生しており、海面水温の影響が考えられる。

[1] 警察庁ホームページ，“平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震の警察活動と被害状況”

[2] 総務省消防庁，“平成 27 年台風第 18 号による大雨等に係る被害状況等について（第 40 報）”

[3] 総務省消防庁，“令和元年東日本台風及び前線による大雨による被害及び消防機関等の対応状況（第 67 報）”

[4] 総務省消防庁，“令和 2 年 7 月豪雨による被害及び消防機関等の対応状況（第 56 報）”

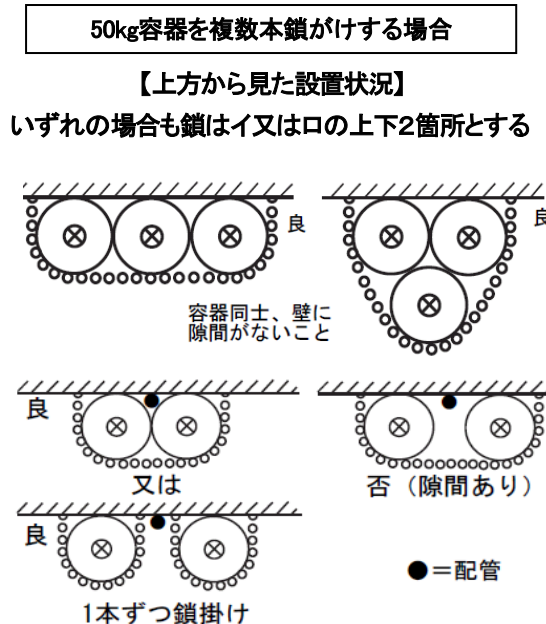
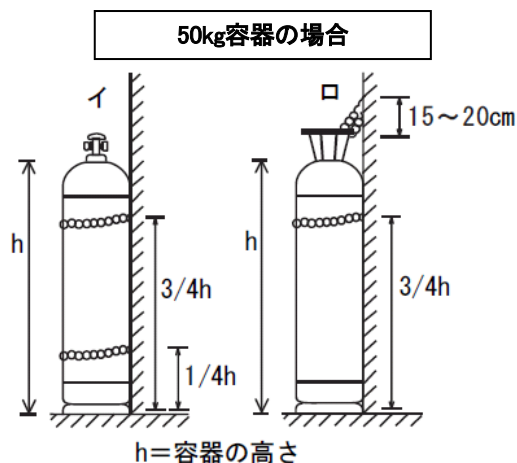
【高知県LPガス協会「地震等災害に強いLPガス供給設備の基準」】

「50kg 容器のチェーン掛け等に関する指導基準」

(一社) 高知県LPガス協会

I. 50kg 容器の転倒・流出防止策（チェーン掛け等の基準）

1. 基本的に容器1本ごとに鎖がけをする。
2. 容器は、イ又はロの方法により上下2箇所に鎖がけをすること。
 - イ 容器高さの $3/4$ の位置及び $1/4$ の位置で固定する。
 - ロ プロテクター付の容器にあつては容器高さの $3/4$ の位置及びプロテクターを通しその上部15cm～20cmの位置で固定する。
ただし、プロテクターを通すことが困難な場合は、イの方法での固定を可とする。
3. 同一容器置き場に複数の容器を設置する場合、3本までの鎖がけを可とする。
この場合であっても鎖は上下2本とし、容器同士及び家屋の壁面に隙間がある場合は、鎖がけは容器1本ごととする。
容器収納庫に設置する場合にあつては、容器3本までは容器高 $3/4$ の位置1箇所でも可とする。ただし、容器収納庫の形状、専用固定具等により転倒・流出の恐れがないと判断される場合は、本数に関わらず鎖がけは1本でも可とする。
4. シリンダーベルト等専用固定具を用いる場合は、当該固定具の基準に従い適切に設置すること。
この場合にあつても転倒・流出防止に有効な措置を行うこと。
5. 本基準は、30kg容器にも準用する。



【高知県LPガス協会「地震等災害に強いLPガス供給設備の基準」】

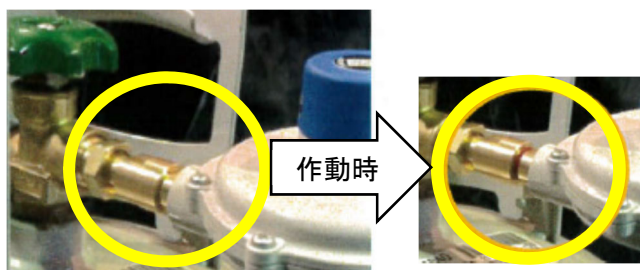
「ガス放出防止機構付き安全機器の設置に関する指導基準」

Ⅱ. ガス放出防止機構付き安全機器の設置

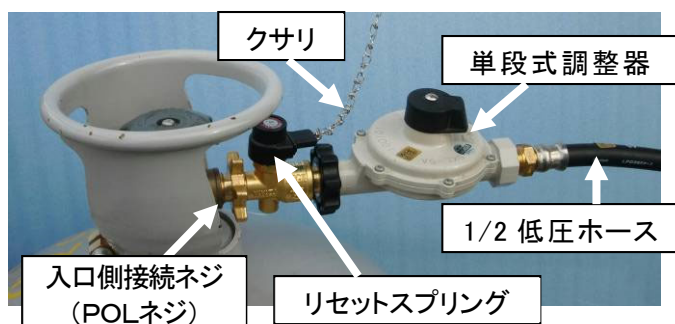
1. 高圧ホースの期限交換時には、ガス放出防止型高圧ホースと取替える。
2. 設備の状況等により自動切替式調整器が設置できない場合には、以下のイからニの方法によりガス放出を防止する措置を行うこと。
 - イ 張力式ガス放出防止型単段式調整器の設置
容器出口と単段式調整器の間に内蔵した張力式ガス放出防止機能によりガス放出を防止する。
 - ロ キャップ式ガス放出防止器の設置
ボンベの揺れ等で、鎖が引っ張られるとリセットスプリングが作動してガスを遮断するガス放出防止器（いわゆる「ナマズバルブ」「ナマズホース」）によりガス放出を防止する。
 - ハ 単段式調整器とガス放出防止型高圧ホースの併用
調整器入り口が高圧ホースの接続に対応している単段式調整器、又は、単段式調整器に高圧ホースを接続できる継手を使うことにより、ガス放出防止型高圧ホースを接続し（ホース一体型を含む。）ガス放出を防止する。
 - ニ 過流式ガス放出防止器
ヒューズ機構により、配管が折損等により大量のガスが流れるとガスを遮断する。遮断容量等に応じたタイプがある。

なお、設置に際しては、有効に作動するよう各器具の固定場所及びホースの長さ等に留意すること。

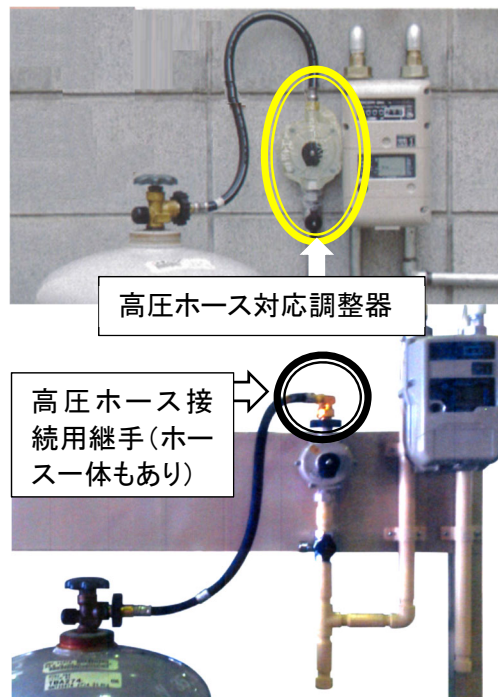
イ) 張力式ガス放出防止型単段式調整器（メーカー資料から）



ロ) キャップ式ガス放出防止器



ハ) 単段式調整器+ガス放出防止型高圧ホース（メーカー資料から）



- ・平成22年9月の例示基準を指導基準に改め、平成26年10月より改訂実施。
- ・平成29年8月より一部改訂実施。

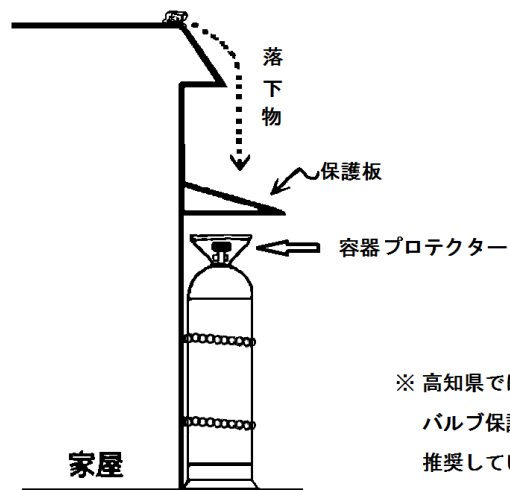
【高知県における容器プロテクターの推奨】

高知県LPガス協会「LPガス地震対策保安推進事業 実施マニュアル」
（平成18年7月策定9月実施）の点検項目と判断基準の項においてバルブ
保護のため50kg 容器はプロテクター付きとすることが望ましいと推奨された。

点検項目と判断基準

充てん容器等

5. 転落・転倒等防止 措置 ⑥	
チェック内容	落下物等からの保護
チェック時の注意点 (判断基準)	上からの落下物によりバルブ等が破損を受ける恐れがないこと。
具体的な改善方法	保護板を設ける。バルブ保護のため、50kg 容器はプロテクター付きとすることが望ましい。



※ 高知県では、容器の転倒時・流出時の
バルブ保護のため、容器プロテクターを
推奨している。

【高知県における容器のプロテクター装着・転倒防止例】

プロテクター装着と鎖の2本掛け



プロテクターと本体との2本掛け

本体の上下2本掛け



全Ｌ協保安・業務Ｇ２第３８号
令和３年１月１９日

正 会 員 各 位

(一社) 全国ＬＰガス協会

ガス放出防止型高圧ホースのスタンダード化について
(お願い)

標記高圧ホースにつきましては、災害発生時にガスの放出防止に有効性があるとしてその設置が推奨され、現在では、出荷ベースにおいて、８割以上がこの高圧ホースとなっています。また、近年の自然災害の激甚化・多発化等を受けて、特に水害によるＬＰガス容器の流出が課題となっており、経産省では、軒先容器の流出対策規制も見据えた検討がなされている状況です。

そのような中、弊協会では、この高圧ホースのスタンダード化を目指し、昨年６月に(一社)日本エルピーガス供給器機工業会に対し、高圧ホース（ただし、気相用に限る）について、ガス放出防止型への製造の一本化を要請し、その結果、以下の通りの回答をいただきました。

つきましては、諸事情をご賢察のうえ、都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知等くださいますようお願いいたします。

【回答】

・集合用高圧ホース（気相用）は、令和３年 ４月製造分より防止型に一本化

・連結用高圧ホース（気相用）は、令和３年１０月製造分より防止型に一本化

※これまでの在庫分があるので、４月より全て切り替わるものではありません。

以 上

発信手段：Ｅメール

担当：保安・業務グループ：高木、瀬谷、橋本

LP ガス災害対策マニュアル

第 3 次改訂版

参考資料

Ⅱ章 LP ガス災害対策に係る体制整備等 関係資料

【都道府県協会別中核充てん所一覧表】

石油化学新聞社提供資料【令和2(2020)年度プロパン・ブタンニュース】に基づく

番号	記号	都道府県	整備事業所（充填所）	
			名 称	所 在 地
1	1-①	北海道	(株)ホームエネルギー北海道 釧路センター	釧路市星が浦南 1-1-10
2	1-②	北海道	(株)ホームエネルギー北海道 石狩センター	石狩市新港南 3-705-4
3	1-③	北海道	ミライフ北海道(株) 苫小牧基地	苫小牧市一本松町 7-8
4	1-④	北海道	(株)ホクタン	稚内市緑 1-1-5
5	1-⑤	北海道	(株)ホームエネルギー北海道 函館センター	北斗市七重浜 7-6-3
6	1-⑥	北海道	伊藤忠エネクスホームライフ北海道(株) 富良野(支店)工場	富良野市南町 5-4-1
7	1-⑦	北海道	(株)エネルギーサプライ 大曲センター	北広島市大曲工業団地 2-4-6
8	1-⑧	北海道	(株)エネルギーサプライ石狩センター	石狩市新港中央 4-3740-11
9	1-⑨	北海道	アストモスリテイリング(株) 北海道カンパニー 北見充填所	北見市東相内町 309
10	1-⑩	北海道	エア・ウォーター・テクノサプライ(株) 帯広センター	帯広市西 22条南 1-3
11	1-⑪	北海道	エア・ウォーター・テクノサプライ(株) 旭川ハローガスセンター	旭川市永山町 6-18-1
12	1-⑫	北海道	エア・ウォーター・テクノサプライ(株) 室蘭ハローガスセンター	室蘭市港北町 1-2-10
13	1-⑬	北海道	(株)エネサンス北海道 函館工場	北斗市追分 3-6-1
14	2-①	青森県	伊藤忠エネクスホームライフ東北(株) 青森支店	上北郡おいらせ町青葉 5-50-1727
15	2-②	青森県	(有)下北ガス	むつ市南赤川町 10-27
16	2-③	青森県	E N E O S グローブエナジー(株) 青森東充填所	青森市大字野内字浦島 84-1
17	2-④	青森県	日通エネルギー東北(株) 青森支店 浪岡ガスターミナル	青森市浪岡大字女鹿沢字花岡 12-17
18	2-⑤	青森県	カメイ物流サービス(株) カメイ八戸ガスターミナル	八戸市豊洲 2-38
19	2-⑥	青森県	アストモスリテイリング(株) 東北カンパニー青森支店 青森充填所	青森市浪岡大字大釈迦字前田 76-1
20	3-①	秋田県	E N E O S グローブエナジー(株) 北日本支社大館充填所	大館市大字川口字上野 89-2
21	3-②	秋田県	タブロス(株) 秋田充填所	秋田市寺内字神屋敷 295-48
22	3-③	秋田県	(株)山二 横手充填所	横手市安田字八王子 108-7
23	4-①	岩手県	(株)丸片ガス	北上市村崎野 20地割 80
24	4-②	岩手県	(株)ホームエネルギー東北 盛岡センター	紫波郡矢巾町大字広宮沢第一地割字上山 276
25	4-③	岩手県	泉金物産(株) 宮古支店	宮古市上鼻 2-1-25
26	4-④	岩手県	カメイ(株) 盛岡ガスターミナル	盛岡市湯沢 10地割 48-40
27	4-⑤	岩手県	カメイ(株) 一関ガスターミナル	一関市赤萩字桜町 175
28	4-⑥	岩手県	日通エネルギー東北(株) 岩手支店 日詰ガスターミナル	紫波郡紫波町南日詰字箱清水 127-1
29	4-⑦	岩手県	北良(株) ガスセンター	北上市和賀町後藤 2地割 106番 160
30	5-①	山形県	日通エネルギー東北(株) 山形支店	東根市神町西 2-1-41

番号	記号	都道府県	整備事業所（充填所）	
			名 称	所 在 地
31	5-②	山形県	カメイ(株) 山形ガスターミナル	天童市石鳥居 1-1-1 5 4
32	5-③	山形県	カメイ(株) 鶴岡ガスターミナル	鶴岡市茅原町 2 8-5 1
33	5-④	山形県	(株)エフエス二十一	山形市漆山字東 8 5 4
34	6-①	宮城県	伊藤忠エネクスホームライフ東北(株) 宮城支店	仙台市宮城野区扇町 3-1-3 5
35	6-②	宮城県	(株)ホームエネルギー東北 仙台センター	仙台市若林区卸町東 4-2-8
36	6-③	宮城県	ENEOS グローブエナジー(株) 南東北支社 仙台支店	仙台市宮城野区扇町 3-6-2 0
37	6-④	宮城県	ロジトライ東北(株) 古川事業所	大崎市古川沢田字立海道 6 8-9
38	6-⑤	宮城県	ミライフ東日本(株) 石巻基地	石巻市鹿又字山下西 3 7-3
39	6-⑥	宮城県	熊谷燃料住設(株)	登米市迫町佐沼字北散田 1 2 0-1
40	6-⑦	宮城県	(株)エネサンス東北 古川支店	大崎市古川穂波 2-3-1 4
41	6-⑧	宮城県	カメイ(株) 気仙沼ガスターミナル	気仙沼市東中才 1 3 9
42	6-⑨	宮城県	カメイ物流サービス(株) カメイ塩釜ガスターミナル	塩釜市貞山通 2-9-1
43	6-⑩	宮城県	(株)アストモスガスセンター東北 本社充填所	仙台市宮城野区扇町 1-7-8
44	7-①	福島県	イワタニセントラル福島(株)	郡山市田村町下行合字田ノ保下 1-2 0
45	7-②	福島県	ロジトライ東北(株) 本宮営業所	本宮市荒井字恵向 6 0-1 2
46	7-③	福島県	ミライフ東日本(株) 法人営業部 福島エリア	郡山市南 1-2 3
47	7-④	福島県	ENEOS グローブエナジー(株) 福島支店	会津若松市北町大字始字深町 8 0-1
48	7-⑤	福島県	会津ガス(株)	会津若松市神指町大字南四合字オノ神 3 2 5-1
49	7-⑥	福島県	カメイ物流サービス(株) カメイいわき総合ガスターミナル	いわき市常磐岩ヶ岡町沢目 6 6-4
50	7-⑦	福島県	(株)アストモスガスセンター東北 福島営業所	福島市瀬上町字中新田 3-1
51	8-①	栃木県	(株)堀川産業 宇都宮工場	宇都宮市針ヶ谷町 5 0 2-1
52	8-②	栃木県	(株)T O K A I 宇都宮支店	宇都宮市川田町 1 0 8 0
53	8-③	栃木県	(株)ホームエネルギー首都圏 鹿沼センター	鹿沼市茂呂北野 2 5 4 5-1 3
54	8-④	栃木県	栃木液化ガス(株)	大田原市柴塚 1-1 4-1 3
55	8-⑤	栃木県	ミライフ(株) 栃木基地	下野市下古山 3 2 6 1-4
56	8-⑥	栃木県	(株)石澤商店 L P ガス充てん所	栃木市大宮町 2 1 9 0-1
57	8-⑦	栃木県	(株)ホームエネルギー首都圏 小山センター	小山市大字梁 2 0 7 5-6
58	9-①	茨城県	堀川産業(株) 茨城工場	取手市清水 1 7 5
59	9-②	茨城県	塚本産業(株)	牛久市牛久町 3 3 0 0
60	9-③	茨城県	(株)エネアーク関東 茨城支店	ひたちなか市長砂 6 3 6

番号	記号	都道府県	整備事業所（充填所）	
			名 称	所 在 地
61	9-④	茨城県	(株)ミトレン 河和田営業所	水戸市河和田町4381-17
62	9-⑤	茨城県	ミライフ(株) 常陸基地	常陸大宮市工業団地651-1
63	9-⑥	茨城県	大丸エナウイン(株) 関東支店	かすみがうら市上稲吉山神1791-12
64	9-⑦	茨城県	(株)サイサン 土浦営業所	稲敷郡阿見町大字小池651-1
65	9-⑧	茨城県	日東燃料工業(株) 茨城ガスセンター	つくば市南中妻清水頭506-1
66	9-⑨	茨城県	関彰商事(株) 下館LPGセンター	筑西市玉戸山ヶ島1012-6
67	9-⑩	茨城県	日通商事(株) 水戸LPGガス充填所	那珂市菅谷4458-81
68	9-⑪	茨城県	東京ガスエネルギー(株) 茨城支社 日立充配センター	日立市留町1270-54
69	10-①	千葉県	(株)ファインエナジー千葉営業所	八街市大谷流841
70	10-②	千葉県	(株)アストモスガスセンター 千葉白井事業所	白井市平塚字水上台2776-3
71	10-③	千葉県	(株)エネサンス関東 柏事業所	柏市高田字中ノ台1063
72	10-④	千葉県	アイ・エス・ガステム(株) 八街配送センター	八街市八街い187-80
73	10-⑤	千葉県	ミライフ(株) 富里基地	富里市美沢8-1
74	10-⑥	千葉県	日東燃料工業(株) 茂原ガスセンター	長生郡長生村七井土1457-1
75	10-⑦	千葉県	八日市場瓦斯(株)	匝瑳市八日市場ハ891
76	10-⑧	千葉県	(株)池田商店	富津市上後276-1
77	10-⑨	千葉県	(株)ホームエネルギー東関東 千葉センター	白井市中302-1
78	11-①	埼玉県	東上ガス(株) 首都圏統轄支店	富士見市水谷東3-9-1
79	11-②	埼玉県	フジオックス(株) 越谷工場	越谷市大野間町5-10
80	11-③	埼玉県	(株)福寿屋	秩父郡横瀬町横瀬4282-1
81	11-④	埼玉県	堀川産業(株) 越谷工場	越谷市増森1-6-1
82	11-⑤	埼玉県	堀川産業(株) 羽生工場	羽生市町屋字本村325-1
83	11-⑥	埼玉県	堀川産業(株) 草加第二工場	草加市花栗3-28-7
84	11-⑦	埼玉県	(株)シライシ 埼玉西支店	狭山市新狭山1-12-9
85	11-⑧	埼玉県	グッドライフサーラ関東(株) 埼玉支店 所沢営業所	所沢市小手指台8-3
86	11-⑨	埼玉県	(株)アルトス 騎西営業所	加須市戸崎311-10
87	11-⑩	埼玉県	佐藤興産(株) 三橋事業本部	さいたま市大宮区三橋1-1006
88	11-⑪	埼玉県	レモンガス(株) 埼玉支店	東松山市新郷88-43
89	11-⑫	埼玉県	ENEOSグローブエナジー(株) 東武支店	北葛飾郡杉戸町本郷1166
90	11-⑬	埼玉県	(株)ホームエネルギー首都圏 川越センター	川越市の場1735-1

番号	記号	都道府県	整備事業所（充填所）	
			名 称	所 在 地
91	11-⑭	埼玉県	ミライフ(株) 武蔵基地	狭山市広瀬台2-1-1
92	11-⑮	埼玉県	(株)TOKAI 川越支店	川越市芳野台1-103-21
93	11-⑯	埼玉県	ニチガス(株) 埼玉工場	久喜市菖蒲町菖蒲6000-2
94	11-⑰	埼玉県	(株)サイサン ガステクノ（ガスワンパーク上尾）	上尾市平方領領家639
95	11-⑱	埼玉県	北日本物産(株) 熊谷営業所	熊谷市御稜威ヶ原字東山284-9
96	11-⑲	埼玉県	ミライフ(株) 松伏基地	北葛飾郡松伏町ゆめみ野東4-3-11
97	11-⑳	埼玉県	ジャパンエナジック(株) 草加事業所	草加市稲荷1-9-13
98	11-21	埼玉県	日東燃料工業(株) 埼玉ガスセンター	戸田市美女木1210
99	11-22	埼玉県	田島石油(株) 熊谷事業所	深谷市瀬山558
100	12-①	群馬県	(株)スナガ 大間々工場	みどり市大間々町大間々1757-4
101	12-②	群馬県	(株)サンワ 邑楽営業所	邑楽郡邑楽町篠塚1333-1
102	12-③	群馬県	(株)サンワ 沼田営業所	沼田市屋形原町506
103	12-④	群馬県	(株)徳永 吾妻工場	吾妻郡中之条町青山528
104	12-⑤	群馬県	(株)エネサンス関東 群馬事業所	佐波郡玉村町大字川井53-5
105	12-⑥	群馬県	(株)シバヤマ 白石充填所	藤岡市白石1551-1
106	12-⑦	群馬県	ジャパンエナジック(株) 前橋事業所	前橋市大渡町1-10-5
107	12-⑧	群馬県	ホームエネルギー首都圏(株) 前橋センター	前橋市天川大島町291
108	12-⑨	群馬県	両毛丸善(株) 館林LPG基地	館林市下早川田町250-1
109	12-⑩	群馬県	日東燃料工業(株) 群馬ガスセンター	太田市新田木崎町1470-1
110	13-①	東京都	垣見油化(株) 瑞穂充填所	西多摩郡瑞穂町殿ヶ谷458
111	13-②	東京都	清水燃料(株) 今井充填所	青梅市今井3-6-16
112	13-③	東京都	アストモスリテイリング(株) 関東カンパニー町田工場	町田市鶴間7-31-1
113	13-④	東京都	東京燃料林産(株) 東京西支店	昭島市武蔵野2-6-25
114	13-⑤	東京都	ミライフ(株) 城東店	江東区枝川3-8-12
115	13-⑥	東京都	伊吹石油ガス(株) 羽村充填所	羽村市五ノ神357
116	13-⑦	東京都	日通商事(株) 八王子LPガス充填所	八王子市左入町684
117	13-⑧	東京都	富士瓦斯(株) 祖師谷充填工場	世田谷区上祖師谷4-36-16
118	13-⑨	東京都	(株)日本エネルギー MIYAMAブルーガスセンター	八王子市美山町2161-28
119	13-⑩	東京都	日東燃料工業(株) 東京ガスセンター	足立区六木1-19-13
120	13-⑪	東京都	(株)ホームエネルギー西関東 東京センター	福生市武蔵野台1-27-1

番号	記号	都道府県	整備事業所（充填所）	
			名 称	所 在 地
121	14-①	神奈川県	横浜液化ガスターミナル(株)	横浜市鶴見区大黒町１２－１４
122	14-②	神奈川県	(株)エネアーク関東 神奈川支店	厚木市金田１３２１
123	14-③	神奈川県	(株)古川	小田原市寿町１－２－３２
124	14-④	神奈川県	(株)ファインエナジー 横浜営業所	横浜市都筑区東方町１６９８
125	14-⑤	神奈川県	ＥＮＥＯＳグローブエナジー(株) 神奈川支店	綾瀬市吉岡東３－８－３９
126	14-⑥	神奈川県	(株)トーエル 厚木充填所	厚木市上依知２９２４
127	14-⑦	神奈川県	(株)エネサンス関東 座間事業所	座間市小松原１－１０－２７
128	14-⑧	神奈川県	日通商事(株) 綾瀬ＬＰガス充填所	綾瀬市深谷上８－１７－２８
129	14-⑨	神奈川県	ミライフ(株) 相模原基地	相模原市中央区下九沢１０９６
130	14-⑩	神奈川県	(株)マルエイ 横浜支店	横浜市緑区上山１－３－２
131	14-⑪	神奈川県	北日本物産(株) 相模原営業所	相模原市緑区西橋本３－１１－７
132	14-⑫	神奈川県	ミライフ(株) 藤沢基地	藤沢市大庭８１５０－１
133	14-⑬	神奈川県	(株)イワサワ 藤沢ガスセンター	藤沢市遠藤２００１－１
134	14-⑭	神奈川県	レモンガス(株) 横浜支店	横浜市緑区三保町５９３－１
135	14-⑮	神奈川県	(株)サガミ	横須賀市衣笠町４５－１９
136	14-⑯	神奈川県	(株)ホームエネルギー西関東 小田原センター	小田原市久野３７６１－１
137	15-①	新潟県	(株)ライフコメリ	三条市下須頃１０７９－１
138	15-②	新潟県	橋本産業(株) 新潟営業所	新潟市東区榎町１３０
139	15-③	新潟県	新潟サンリン(株) 十日町営業所	十日町市高山３－７３１－２
140	15-④	新潟県	北日本物産(株) 新発田営業所	新発田市豊町１－４－１０
141	15-⑤	新潟県	北日本物産(株) 長岡営業所	長岡市中之島字藤山３８７９
142	15-⑥	新潟県	北日本物産(株) 上越営業所	上越市頸城区下吉字本田７７－４
143	15-⑦	新潟県	(株)カネコ商会 魚沼営業所	魚沼市七日市新田３６９－１
144	16-①	長野県	岡谷酸素(株) 松本営業所	松本市市場６－２０
145	16-②	長野県	伊丹産業(株) 長野工場	上田市長瀬２８６６
146	16-③	長野県	北信ガス(株)	中野市大字西条１５６
147	16-④	長野県	(株)鈴与ガスあんしんネット 松本事業所	松本市大字笹賀７１２７－２
148	16-⑤	長野県	山久プロパン(株)	須坂市臥竜６－２４－８
149	16-⑥	長野県	(株)ホームエネルギー長野 長野センター	長野市東和田７４９
150	16-⑦	長野県	サンリン(株) 佐久平支店	小諸市大字御影新田字和田原２７１２－１

番号	記号	都道府県	整備事業所（充填所）	
			名 称	所 在 地
151	16-⑧	長野県	サイサン(株) 松本営業所	松本市島内川原1666
152	16-⑨	長野県	日通商事(株) 沢渡LPガス充填所	伊那市西春近下河原5292
153	17-①	山梨県	富岳物産(株)	都留市小形山15-6
154	17-②	山梨県	ENEOSグローブエナジー(株) 山梨支店	甲府市下曾根町2643-1
155	17-③	山梨県	(株)鈴与ガスあんしんネット甲府事業所	甲府市朝気3-22-10
156	17-④	山梨県	(株)JOMOプロ関東 山梨支店	甲州市塩山下塩後394
157	18-①	静岡県	(株)ホームエネルギー静岡 掛川センター	掛川市伊達方960-1
158	18-②	静岡県	(株)ホームエネルギー静岡 静岡センター	静岡市清水区七ツ新屋373
159	18-③	静岡県	エネジン(株) 伊東支店	伊東市富戸字栗の木平1097
160	18-④	静岡県	日本ガス興業(株) 原基地	沼津市原430
161	18-⑤	静岡県	(株)鈴与ガスあんしんネット 三島事業所 沼津LPガスセンター	沼津市大岡字古関1
162	18-⑥	静岡県	(株)TOKAI 静岡配送センター	静岡市葵区古庄2-20-25
163	18-⑦	静岡県	静岡ガスエネルギー(株) 中部支店 静岡工場	静岡市駿河区池田28
164	18-⑧	静岡県	(株)TOKAI 田方配送センター	伊豆の国市中627
165	18-⑨	静岡県	(株)TOKAI 富士宮支店	富士宮市万野原新田3551-1
166	18-⑩	静岡県	サーラエナジー(株) 浜北配送センター	浜松市浜北区尾野2784-1
167	18-⑪	静岡県	富士酸素工業(株) 本社充填所	富士市津田221
168	18-⑫	静岡県	協業組合日和ガス田方供給センター	田方郡函南町肥田327
169	18-⑬	静岡県	杉本工業(株)	下田市6-37-44
170	18-⑭	静岡県	サイサン(株) 磐田営業所（ガスワンパーク磐田）	磐田市西貝塚559-1
171	19-①	愛知県	三河商事(株) 物流センター	豊田市御船町山ノ神56-201
172	19-②	愛知県	(株)エス・アイ東海	稲沢市下津森町1-1
173	19-③	愛知県	東愛知ガス供給ネット(株)	豊川市御津町佐脇浜二号地1-8
174	19-④	愛知県	豊通エネルギー(株)	豊田市生駒町横山106
175	19-⑤	愛知県	大浜燃料(株) 西尾充填所	西尾市山下町東八幡山67
176	19-⑥	愛知県	知多高圧ガス(株) 本社工場	知多市新刀池2-14
177	19-⑦	愛知県	名古屋プロパン瓦斯(株) 小牧支店	小牧市大字東田中字上池1251
178	19-⑧	愛知県	(株)フジプロ	知立市牛田町遠新切48
179	19-⑨	愛知県	サーラE&L名古屋(株) 西三河配送センター	西尾市米津町入船2-58
180	19-⑩	愛知県	アストモスリテイリング(株) 中部カンパニー 藤岡営業所	豊田市北一色町吉原756-46

番号	記号	都道府県	整備事業所（充填所）	
			名 称	所 在 地
181	19-⑪	愛知県	東邦液化ガス(株) 岡崎充てん所	岡崎市柱町下地 6 9
182	19-⑫	愛知県	(株)あみや商事 新城充填所	新城市大宮字清水 1 - 9
183	19-⑬	愛知県	ミライフ西日本(株) 中部支店 名古屋営業所 名古屋基地	名古屋市港区中川本町 1 - 1
184	19-⑭	愛知県	ヤマサ総業(株) 愛知西支店	江南市東野町神田 6
185	19-⑮	愛知県	太洋商事(株)	あま市七宝町桂川向 7 9 0
186	19-⑯	愛知県	(株)ホームエネルギー東海 岡崎センター	岡崎市岡町字南棚田 2 8 - 1
187	20-①	三重県	関西プロパン瓦斯(株) 尾鷲営業所	尾鷲市大字南浦 1 9 8 7 - 1 3
188	20-②	三重県	(株)マルエイ 四日市支店	四日市市采女町字春雨 3 2 1 0 - 1 2
189	20-③	三重県	東邦液化ガス(株) 志摩充てん所	志摩市磯部町沓掛体ノ谷 7 - 2
190	20-④	三重県	石井燃商(株) 員弁充填所	いなべ市北勢町麻生田 1 2 7 2
191	20-⑤	三重県	上野ガス(株) 本社充填所	伊賀市上野茅町 2 7 0 6
192	20-⑥	三重県	上野ガス(株) 亀山支店	亀山市椿世町 5 4 7 - 1
193	20-⑦	三重県	アポロ興産(株) 本社充填所	伊賀市四十九町 1 1 4 0
194	20-⑧	三重県	三重交通商事(株) 伊勢液化ガス営業所	伊勢市鹿海町字圓坊 1 4 4 3
195	20-⑨	三重県	日通エネルギー中部(株) 三重支店	度会郡大紀町滝原 9 2 4 - 2
196	20-⑩	三重県	(株)エネアーク中部 中勢物流センター	津市高茶屋 7 - 5 - 5 2
197	20-⑪	三重県	(株)ホームエネルギー東海 四日市センター	四日市市牛起 2 - 4 - 1 3
198	21-①	岐阜県	新日本ガス(株) 各務原支店	各務原市蘇原花園町 2 - 4 5 - 2
199	21-②	岐阜県	(株)ヒダエルピーチーグループ	高山市石浦町 2 - 4 4 7
200	21-③	岐阜県	大垣ガス(株) 大垣ガス外測製造所	大垣市外測 3 丁目 5 3 - 2
201	21-④	岐阜県	(株)川甚 大野充てん所	揖斐郡大野町加納西 1 3 6 2 - 1
202	21-⑤	岐阜県	美濃加茂ガス(株)	美濃加茂市前平町 1 - 6 5
203	21-⑥	岐阜県	(株)マルエイ 郡上支店	郡上市大和町神路 1 8 7 7 - 3
204	21-⑦	岐阜県	共栄液化瓦斯(株)	中津川市千旦林 8 1 4 - 2
205	21-⑧	岐阜県	ヤマモトエナジー販売	恵那市大井町 1 2 1 3 - 1
206	21-⑨	岐阜県	(株)ホームエネルギー東海 岐阜センター	岐阜市木田 5 - 5 5 - 2
207	22-①	富山県	サカキ産業(株) 富山総合ガスセンター	富山市高木 2 4 8 1 - 6
208	22-②	富山県	(株)丸八	魚津市北鬼江 3 6 4
209	22-③	富山県	北日本物産(株) 富山充填所	富山市境野新 2 9 番 4
210	22-④	富山県	北日本物産(株) 富山東営業所	下新川郡入善町上飯野 1 0 0

番号	記号	都道府県	整備事業所（充填所）	
			名 称	所 在 地
211	22-⑤	富山県	(株)テルサウエイズ 本社営業所	富山市中大久保 3 4 9
212	23-①	石川県	E N E O S グローブエナジー(株) 石川支店	白山市四ツ屋町 1 0 6 1 - 1
213	23-②	石川県	(株)ホームエネルギー北陸 金沢センター	金沢市大野町 4 丁目ソ 7 - 1
214	23-③	石川県	北日本物産(株) 七尾営業所	七尾市田鶴浜町に部 2 4
215	23-④	石川県	北日本物産(株) 金沢支店	金沢市大野町四丁目ソ 6 - 3
216	23-⑤	石川県	伊丹産業(株) 金沢工場	金沢市大野町 4 丁目ソ 1 3
217	23-⑥	石川県	(株)加賀ガスサービスセンター	加賀市加茂町 2 9 1 - 1
218	24-①	福井県	E N E O S グローブエナジー(株) 福井嶺南支店	敦賀市櫛川 8 5 号茶円花 1 - 3
219	24-②	福井県	あおいホームエネルギー(株) ガスサービスセンター	福井市川合鷺塚 4 8 - 1
220	24-③	福井県	福井ツバメ商事(株)	福井市豊岡 1 - 1 4 - 2 0
221	24-④	福井県	(株)太陽プロパン	福井市上中町 2 0 - 1 0
222	24-⑤	福井県	(株)ホームエネルギー北陸 福井センター	越前市栗田部町 7 9 - 1 - 5
223	24-⑥	福井県	北日本物産(株) 福井充填所	福井市八重巻町 1 3 字国安 3 - 1
224	24-⑦	福井県	三谷商事(株) 南福井充填所	福井市花堂東 1 - 1 3 - 6
225	25-①	滋賀県	甲賀協同ガス(株)	甲賀市水口ひのきが丘 1 2
226	25-②	滋賀県	高島ガス(株)	高島市安曇川町常磐木 1 1 0 5 - 3
227	25-③	滋賀県	(株)タナベエナジー	東近江市伊庭町 2 9 1 - 2
228	25-④	滋賀県	北日本物産(株) 八日市営業所	東近江市上大森町 1 8 8 1
229	25-⑤	滋賀県	北日本物産(株) 長浜営業所	長浜市曾根町東山森 1 8 0 3
230	25-⑥	滋賀県	伊丹産業(株) 滋賀工場	野洲市小篠原 8 4 4 - 1
231	25-⑦	滋賀県	(株)東山 近江八幡事業所	近江八幡市馬淵町 1 6 7 2
232	26-①	京都府	丹後瓦斯(株) 宮津工場	宮津市字須津小字芋谷 2 2 6 - 4
233	26-②	京都府	伊丹産業(株) 京都工場	八幡市上津屋尼ヶ池 4 3
234	26-③	京都府	伊丹産業(株) 舞鶴工場	舞鶴市大字長浜 8 0 1 - 3
235	26-④	京都府	(株)ホームエネルギー近畿 京都センター	京都市南区吉祥院石原堂ノ後町 3 1
236	27-①	奈良県	大丸エナウィン(株) 奈良営業所	大和高田市今里川合方 9 6 - 8
237	27-②	奈良県	西川燃料(株)	御所市櫛羅 2 7 2 4
238	27-③	奈良県	(株)加藤商会	奈良市今市町 4 6 - 1
239	27-④	奈良県	伊丹産業(株) 五條工場	五條市住川町 8 8 8 - 3 7
240	28-①	和歌山県	(株)エネアーク関西 和歌山南支社 田辺支店	田辺市下三栖 1 4 7 5 - 1 3 7

番号	記号	都道府県	整備事業所（充填所）	
			名 称	所 在 地
241	28-②	和歌山県	南紀プロパンガス(株)	新宮市清水元 1-1-9
242	28-③	和歌山県	大丸エナウィン(株) 和歌山支店充填所	和歌山市三葛 5 1 8
243	28-④	和歌山県	エコガス(株) 和歌山営業所	和歌山市船所 4 3
244	29-①	大阪府	(株)ホームエネルギー近畿 大阪東センター	大東市氷野 4-1-2 5
245	29-②	大阪府	梶野産業(株) L P ガス充填工場	岸和田市港緑町 7-2
246	29-③	大阪府	伊丹産業(株) 門真工場	門真市東田町 4-1 8
247	29-④	大阪府	伊丹産業(株) 和泉工場	和泉市テクノステージ 3-1 1-1
248	30-①	兵庫県	伊丹産業(株) 神戸工場	神戸市西区見津が丘 1-7-4
249	30-②	兵庫県	伊丹産業(株) 三田工場	神戸市北区長尾町宅原 1 7 5 2-1
250	30-③	兵庫県	伊丹産業(株) 津名工場	淡路市木曽上 1 5 1 2
251	30-④	兵庫県	伊丹産業(株) 福崎工場	姫路市香寺町溝口 9 8 0
252	30-⑤	兵庫県	三木ガス販売(株) 山崎工場	宍粟市山崎町千本屋 1 3 8
253	30-⑥	兵庫県	三木ガス販売(株) 加西工場	加西市鎮岩町 3 0 1
254	30-⑦	兵庫県	播磨エナジック(株) 本社営業所	姫路市林田町林谷 9 4 6-4 7
255	30-⑧	兵庫県	播磨西エナジック(株)	赤穂市加里屋 1 1 2 0-1 2 4
256	30-⑨	兵庫県	(株)ミツワ 丹波支店	丹波市柏原町柏原 2 1 4 6-1
257	30-⑩	兵庫県	(株)ホームエネルギー淡路 西淡工場	南あわじ市湊 1 3 5 2
258	30-⑪	兵庫県	三和商事(株)	豊岡市正法寺 6 2 8
259	30-⑫	兵庫県	(株)ホームエネルギー近畿 東播磨センター	西脇市黒田庄町前坂 1 5 4 0
260	30-⑬	兵庫県	(株)ミツワ	川西市久代 2-2-1
261	31-①	鳥取県	(株)エネルギーセンター鳥取	鳥取市五反田町 5
262	31-②	鳥取県	(株)ホームエネルギー山陰 米子センター	米子市蚊屋 2 5 7-1
263	32-①	岡山県	横山石油(株) エネルギーセンター	岡山市南区海岸通 2-5-2 2
264	32-②	岡山県	水島瓦斯(株) 水島ガス充填所	倉敷市水島福崎町 3-3 0
265	32-③	岡山県	伊丹産業(株) 岡山工場	岡山市南区海岸通 2-7-1 1
266	32-④	岡山県	伊丹産業(株) 津山工場	勝田郡勝央町黒坂 4 8 5-1
267	32-⑤	岡山県	浅野産業(株) 岡山総合事務所	岡山市南区豊浜町 1 5-5 8
268	32-⑥	岡山県	浅野産業(株) 倉敷事業所	倉敷市水島川崎通 1-1-7
269	32-⑦	岡山県	浅野産業(株) 井原事業所	井原市芳井町梶江 1 1
270	32-⑧	岡山県	浅野産業(株) 玉野事業所	玉野市玉原 3-2 0-6

番号	記号	都道府県	整備事業所（充填所）	
			名 称	所 在 地
271	32-⑨	岡山県	大和マルキガス(株) 充填工場	岡山市北区中撫川１４
272	32-⑩	岡山県	(株)永燃 東岡山工場	岡山市中区神下４２９－２
273	32-⑪	岡山県	山陽ガス(株)	岡山市東区上道北方２１１
274	32-⑫	岡山県	浅野産業(株) 真庭事業所	真庭市開田３８１
275	33-①	島根県	山陰酸素工業(株) 出雲支店	出雲市長浜町４５７－８
276	33-②	島根県	伊藤忠エネクスホームライフ西日本(株) 石見営業所	江津市都野津町２２７６
277	33-③	島根県	(株)ホームエネルギー山陰 平田センター	出雲市小津町１３１９－１
278	34-①	広島県	因の島ガス(株) 本社工場	尾道市因島中庄町２０１０
279	34-②	広島県	エルビーガスネット工業(株)	広島市南区上東雲町１８－３５
280	34-③	広島県	久野島産業(株)	竹原市下野町東上条２７９４－２９
281	34-④	広島県	(株)ホームエネルギー山陽 福山センター	福山市瀬戸町山北宮ノ後５１３
282	35-①	山口県	伊藤忠エネクスホームライフ西日本(株) 岩国ガスセンター	岩国市周東町上久原３０８－３
283	35-②	山口県	ヤマサンガス(株) 宇部ターミナル	宇部市大字妻崎開作１８４９－８
284	35-③	山口県	ヤマサンガス(株) 山口ガスターミナル	山口市吉敷下東３－５－１
285	35-④	山口県	エネックス(株) 宇部充てん所	宇部市大字東須恵３８６１－２
286	35-⑤	山口県	(株)ホームエネルギー山陽 山ロセンター	山口市佐山字村山７４７－６
287	35-⑥	山口県	小野田液化石油ガス協同組合	山陽小野田市大字東高泊１５６１
288	35-⑦	山口県	(株)三友 新田分室	防府市新田西中の町１６６
289	35-⑧	山口県	西日本液化ガス(株) 萩支店	萩市大字椿３２６－１
290	35-⑨	山口県	高山石油ガス(株)	下松市大字平田１１１
291	35-⑩	山口県	ENEOSグローブエナジー(株) 西日本支社 岩国支店	岩国市装束５－３－３０
292	36-①	徳島県	(株)スタン 徳島北事業所	板野郡上板町引野字野神西１８
293	36-②	徳島県	藤田商事(株) 脇町充填所	美馬市脇町馬木字銚子場１０６９
294	37-①	香川県	(株)藤田商店 本社充てん所	観音寺市坂本町５－４－５
295	37-②	香川県	横井石油(株) 坂出基地	坂出市昭和町２－６－１８
296	37-③	香川県	横井石油(株) 小豆営業所	小豆郡土庄町字谷ノ奥乙１１７７
297	37-④	香川県	高橋石油(株) 東充填所	木田郡三木町井戸字二条２４６８
298	37-⑤	香川県	伊藤忠エネクスホームライフ四国(株) 東四国支店 香川営業所	高松市香南町由佐８２４－１
299	37-⑥	香川県	大同ガス産業(株) 三本松営業所	東かがわ市水主４６９２
300	38-①	高知県	伊丹産業(株) 高知工場	高知市五台山４９９２－２

番号	記号	都道府県	整備事業所（充填所）	
			名 称	所 在 地
301	38-②	高知県	横井石販(株) 高知基地	吾川郡いの町 1 4 2 8
302	38-③	高知県	土佐ガス(株) 横浜工場	高知市横浜ミソタ 7 2 1
303	38-④	高知県	伊藤忠エネクスホームライフ四国(株) 奈半利LPGセンター	安芸郡奈半利町五反島乙 3 7 6 5 - 3
304	38-⑤	高知県	(株)ホームエネルギー四国 高知センター	高知市横浜字寺田 1 5 3 1
305	39-①	愛媛県	エネロ(株) 本社 第一工場、第二工場	松山市東石井 5 - 1 2 - 2 5、1 1 - 2 5
306	39-②	愛媛県	ENEOSグローブエナジー(株) 西日本支社 松山支店	松山市南吉田町 2 5 7 6
307	39-③	愛媛県	エナジー・ワン(株)	松山市大可賀 3 - 1 4 5 3 - 1 1
308	39-④	愛媛県	(株)亀岡商店	宇和島市坂下津甲 4 0 7 - 1 9
309	39-⑤	愛媛県	大一ガス(株) 高岡事業所	松山市萱町 1 - 3 - 1 2
310	39-⑥	愛媛県	正起ガス(株)	新居浜市観音原町甲 6 - 7
311	39-⑦	愛媛県	東予液化ガス(株) 本社工場	今治市東鳥生町 5 - 5 9
312	40-①	福岡県	(株)エコア 西九州ブロック 福岡販売支店 大野城充填所	大野城市東大利 4 - 5 - 3 3
313	40-②	福岡県	アストモスリテイリング(株) 九州カンパニー 久留米充てん所	久留米市荒木町荒木 1 9 7 7 - 1
314	40-③	福岡県	(株)ツバメガスフロンティア 福岡第二工場	福岡市中央区荒津 2 - 3 - 2 8
315	41-①	佐賀県	(株)エコア 西九州ブロック 佐賀販売支店 佐賀充填所	佐賀市北川副町大字光法 1 4 5 9 - 1
316	41-②	佐賀県	ENEOSグローブエナジー(株) 九州支社 武雄支店	武雄市武雄町大字武雄 1 8 2 5
317	41-③	佐賀県	(株)ホームエネルギー九州 佐賀センター	佐賀市久保泉町大字上和泉字泉 1 1 9 1 - 1 8
318	42-①	長崎県	(株)ホームエネルギー九州 大村センター	大村市小路口町 7 4 5
319	42-②	長崎県	ENEOSグローブエナジー(株) 長崎ガスターミナル	諫早市津久葉町 5 - 9 0
320	43-①	大分県	(株)ホームエネルギー九州 大分センター	大分市豊海 1 - 8 - 1 1
321	43-②	大分県	(株)山国商会	中津市沖代町 1 - 3 - 1
322	43-③	大分県	(有)土居燃料	竹田市大字挾田 6 7 0
323	44-①	熊本県	(株)M i s u m i 八代海上基地	八代市大島町 5 0 5 9
324	45-①	宮崎県	(株)ホームエネルギー南九州 都城センター	都城市神之山町 1 8 5 7
325	45-②	宮崎県	(株)飯干商事 延岡営業所	延岡市別府町 3 5 7 2
326	45-③	宮崎県	(株)ホームエネルギーアサヒ	東臼杵郡門川町大字門川尾末淀原 1 0 8 3 6 - 1
327	45-④	宮崎県	南九州液化ガス(株)	串間市大字南方 2 5 8 8 - 1
328	45-⑤	宮崎県	(株)協同サービス	日向市大字財光寺 1 4 8 9
329	45-⑥	宮崎県	東洋プロパン瓦斯(株) 日向充填所	日向市大字日知屋字亀川 1 7 3 3 0
330	45-⑦	宮崎県	(株)M i s u m i 宮崎海上基地	宮崎市小戸町 9 2 - 1 4

番号	記号	都道府県	整備事業所（充填所）	
			名 称	所 在 地
331	46-①	鹿児島県	(株)コアガス日本 国分工場	霧島市国分下井 2 3 6 3 - 4
332	46-②	鹿児島県	(株)レモンガスかごしま 鹿屋支店	鹿屋市大浦町 1 1 4 2 3 - 1
333	46-③	鹿児島県	南九州液化ガス(株)	肝属郡東串良町池之原 1 2 0 0
334	46-④	鹿児島県	カネダ設備ガス(株)	曾於市財部町南俣 2 4 - 5
335	46-⑤	鹿児島県	日米礦油(株) 鹿児島支店 鹿児島LPガスターミナル	鹿児島市宇宿 2 - 5 - 7
336	46-⑥	鹿児島県	(株)M i s u m i 鹿児島海上基地	鹿児島市南栄 3 - 3 1
337	46-⑦	鹿児島県	(株)はしコーポレーション 出水充填所	出水市境町 8 5 6
338	47-①	沖縄県	(株)東江ガス 中部支店（充填所）	うるま市田場 9 2 5
339	47-②	沖縄県	マルキ産業(株) 中部支店	沖縄市知花 4 - 2 8 - 1 3
340	47-③	沖縄県	宜野湾ガス(株)	宜野湾市長田 1 - 4 - 1
341	47-④	沖縄県	浦添ガス工業(株)	浦添市港川 5 0 0 - 1 5
342	47-⑤	沖縄県	(有)島三産業 長山基地	宮古市伊良部字池間添大長 2 3 7 0 - 1 0
343	47-⑥	沖縄県	(株)りゅうせき 総合エネルギー事業本部 陸上輸送事業部 浦添物流センター	浦添市勢理客 4 - 2 0 - 6
344	47-⑦	沖縄県	(株)白石 南部営業所	豊見城市字与根 5 0 - 5 2

【ＬＰガス災害対応中央連絡会議設置要綱】

I 目的

この要綱は、複数の都道府県が被災するような大規模災害が発生した場合に被災地を支援するため、各団体より被災地の情報収集を行い、被災地の具体的な要請内容等を把握し、それらを基に関係する団体との調整を行い、被災地への物資等の提供を行うとともに、被災地以外の都道府県ＬＰガス協会等に応援や物資の提供等の協力を要請する役割を担うＬＰガス災害対応中央連絡会議（以下、「中央連絡会議」という）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

II 中央連絡会議の事務局

中央連絡会議は、（一社）全国ＬＰガス協会（以下、「全Ｌ協」という）に事務局を置く。

III 中央連絡会議の組織

1. 中央連絡会議は次の中央団体をもって組織する。

団体名（順不同）

- ・ 日本ＬＰガス協会
- ・ （一社）日本エルピーガス供給機器工業会
- ・ 日本ガスメーター工業会
- ・ ガス警報器工業会
- ・ （一社）日本ガス石油機器工業会
- ・ （一社）日本エルピーガスプラント協会
- ・ 日本液化石油ガス協議会
- ・ （一社）全国高圧ガス容器検査協会
- ・ （一社）全国ＬＰガス協会

2. 中央連絡会議は検討内容によっては上記１の団体の一部により開催することができる。
3. 全Ｌ協は必要に応じ、上記１以外の団体又は行政等に参加を求めることができる。

IV 中央連絡会議の設置及び廃止

1. 中央連絡会議は、次のいずれかにおいて、全Ｌ協が必要と認める場合、設置することができる。
 - (1) 複数の都道府県において震度６強以上の地震が発生し、支援が必要と認められるとき。
 - (2) 複数の都道府県において大規模な風水害が発生、又は大規模な事件・事故が発生し、支援が必要と認められるとき。
2. 中央連絡会議は検討内容によっては上記１の団体の一部により開催することができる。
3. 上記１にかかわらず必要に応じ、関係する行政又は団体の参加を妨げない。
4. 全Ｌ協は、設置した中央連絡会議を存続させる必要が無くなったと認められるときは廃止することができる。

V 中央連絡会議の検討内容

1. 被災地の具体的な要請内容等の把握
2. 上記Ⅲ. 1 を基にした団体間での調整
3. 被災地への物資等の提供
4. 被災地以外の都道府県ＬＰガス協会等への協力要請
5. その他必要な事項

附 則 この要綱は平成２５年１０月１日から施行する。

全Ｌ協保安３０第７８号
平成３１年３月１３日

都道府県協会御中

（一社）全国ＬＰガス協会

ＬＰガス被災状況報告書の運用等について（お願い）

標記報告書につきましては、昨年１１月１６日開催の専務・事務局長会議以降、全国統一化に向けて各都道府県協会にご意見を伺い、その結果を全Ｌ協保安委員会でご検討いただきました。

この度、新様式を別添のとおりお知らせするとともに、運用に関する事項、関連する要請事項等についても合わせて下記のとおりご案内いたします。

お忙しいところ恐縮ではございますが本件の実施についてご理解とご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

１．ＬＰガス被災状況報告書（新様式）の運用について

ＬＰガス被災状況報告書（新様式）および記入マニュアルを添付いたします。各都道府県協が運用している現行の報告様式について、時期を見て新様式への切り替えをお願いいたします。

２．通報訓練の実施について

会員事業者の災害時の協会への報告意識醸成を目的として、新様式を使用した通報訓練（各会員が、被害なしの前提で、協会本部や支部にＦＡＸ等で通報する訓練）を計画し、定期的の実施していただくようお願いいたします。

３．市区町村別世帯数調査について

市区町村ごとの被災前世帯数の記載は、概算でも可とする考え方のもと、平時からご準備いただく必要があります。つきましては、次のいずれかの方法による各市区町村の数字をご報告くださいますようお願いします。既に調査いただいている都道府県協会におかれましては現状把握しされている数字をご記入ください。

報告概要：６月末日までに全Ｌ協保安部宛（hoan@japanlpg.or.jp）に
Ｅメールでご報告ください。

報告様式：別添３

①詳細調査（既に実施している場合）

各市区町村のＬＰガス世帯数の概数を会員企業に対して調査して積

み上げて得た数字

②保険等のデータによる積算値

保険データ等による各販売店等の世帯数（一般消費者等の数）を全て販売店等の所在する市区町村に当てこんで積み上げた数字

③世帯数データからの類推値

当方で事前に調べた「別添 4 各都道府県の市区町村別世帯数データ」に記載している数字に、地域のＬＰガス世帯数割合（類推値）を乗じて類推した数字

4. 添付資料について

別添 1 災害報告書 事業者⇒県協会

別添 2 災害報告書 都道府県協会⇒全Ｌ協

別添 3 市区町村世帯数報告書

別添 4 各都道府県の市区町村別世帯数データ

参考 1 ＬＰガス関連情報データ 全Ｌ協調べ

以上

発信手段：Ｅメール

保安部：高木、片岡

〇〇県LPガス協会御中（FAX000-0000-00000、E-mail: 000@000.jp）

報告事業所名称 (支店等も含む)	担当者氏名	
	電話番号	

LPガス関係被害状況報告（第 1・ 2・ 3・ 4・ 5 報）

年 月 日現在

報告書記入にあつての注意事項

- 被害がなくてもご提出ください。また、第1報は被害情報の全てが把握できていなくても判明している限りで出来る限り速やかにお願いたします。
- FAX・メールが使用不能の場合、電話で報告をお願いします。
- 第1報後、新たに被害が判明した場合、または前回の報告から数字が変更になった場合は出来る限り速やかに報告をお願いします。（同一用紙を使用可・この場合、第2報の場合は1及び2を○で囲むこととなり、変更した数字を修正してください。）

1. 自社の被害（被害の有無に○をつけてください。有りの場合は概要を記載）

項 目		被害の有無	詳 細
A	事業主・従業員の安否	無事・有事	(被害の人数や程度)
B	事務所の被害	無・有	(被害の程度)
C	容器置場・充填所	無・有	(被害の程度)
D	スタンド	該当なし 無・有	(被害の程度)
E	車両	無・有	(被害の台数や程度)
F	バルクローリー	該当なし 無・有	(被害の台数や程度)

2. 消費先の被害

下記のE、F以外は概数でかまいません。

A	災害前のLPガス供給世帯数（概数記載可） 【A=B+C+D】		戸
B	家屋倒壊や、避難等により供給復旧が見込めない世帯数（概数記載可）		戸
C	立入禁止等の理由により、被害状況の確認が出来ない世帯数（概数記載可）		戸
D	供給復帰可能及び復旧済み世帯数（概数記載可） 【A-(B+C)】		戸
Dの内 被害状況と未復旧数	E	ガス漏れ、漏えい爆発、漏えい火災のあった件数	戸
	F	Eのうち、未復旧件数	戸
	G	Eに該当しないが、メーターや調整器の交換及び工事等が必要な件数（概数記載可）	戸
	H	Gのうち、未復旧件数	戸

未確認世帯数【C】および未復旧件数【F】及び【H】がゼロになるまで、報告をお願いします。

Eは容器の流出によるものはガス漏れに含みません。

I:【E ガス漏れ・爆発・火災の被害の詳細】 ※ 発生場所（市区町村名）、発生日時は必ず記入

3. 容器の流出（判明している限りで構いません）

A: 消費先軒先からの流出・埋没本数	本	B: うち、累積回収本数	本
C: その他（充填所・貯蔵施設・容器置場等）からの流出・埋没本数	本	D: うち、累積回収本数	本

〇〇県LPガス協会御中（FAX000-0000-00000、E-mail: 000@000.jp）

報告事業所名称 (支店等名含む)	担当者氏名
	電話番号

LPガス関係被害状況報告（第 1・ 2・ 3・ 4・ 5 報）

年 月 日現在

報告書記入にあつての注意事項

1. 被害がなくてもご提出ください。また、第1報は被害情報の全てが把握できていなくても判明している限りで出来る限り速やかをお願いいたします。

2. FAX・メールが使用不能の場合、電話で報告をお願いします。

3. 第1報後、新たに被害が判明した場合、または前回の報告から数字が変更になった場合は出来る限り速やかに報告をお願いいたします。(同一用紙を使用可・この場合、第2報の場合は1及び2を○で囲むこととなり、変更した数字を修正してください。)

1. 自社の被害（被害の有無に○をつけてください。有りの場合は概要を記載）

項 目		被害の有無	詳 細
A	事業主・従業員の安否	無事・有事	(被害の人数や程度)
B	事務所の被害	無・有	(被害の)
C	容器置場・充填所	無・有	(被害の)
D	スタンド	該当なし 無・有	(被害の)
E	車両	無・有	(被害の)
F	バルクローリー	該当なし 無・有	(被害の)

赤字の箇所は、全L協の報告様式への転記は不要の箇所です。都道府県協会様が会員の被害状況を把握するうえで必要と思い追加しています。その他、都道府県協会様で必要な事項があれば適宜様式に追加していただければと思います。全L協への報告事項は必須枠としてご活用をお願いします。

2. 消費先の被害

下記のE、F以外は概数でかまいません。

A	災害前のLPガス供給世帯数（概数記載可） 【A=B+C+D】		戸
B	家屋倒壊や、避難等により供給復旧が見込めない世帯数（概数記載可）		戸
C	立入禁止等の理由により、被害状況の確認が出来ない世帯数（概数記載可）		戸
D	供給復帰可能及び復旧済み世帯数（概数記載可） 【A-（B+C）】		戸
Dの内 被害状況と未復旧数	E	ガス漏れ、漏えい爆発、漏えい火災のあった件数	戸
	F	Eのうち、未復旧件数	戸
	G	Eに該当しないが、メーターや調整器の交換及び工事等が必要な件数（概数記載可）	戸
	H	Gのうち、未復旧件数	戸

未確認世帯数【C】および未復旧件数【F】及び【H】がゼロになるまで、報告をお願いします。

Eは容器の流出によるものはガス漏れに含みません。

I:【E ガス漏れ・爆発・火災の被害の詳細】 ※ 発生場所（市区町村名）、発生日時は必ず記入

3. 容器の流出（判明している限りで構いません）

A: 消費先軒先からの流出・埋没本数	本	B: うち、累積回収本数	本
C: その他（充填所・貯蔵施設・容器置場等）からの流出・埋没本数	本	D: うち、累積回収本数	本

復旧未完了が残っている場合は、数字に変更がなくても毎日報告をお願いします。

☐ 変更なし

(一社) 全国 L P ガス協会
災害対策中央本部 宛
メール: hoan@japanlpg.or.jp

F A X : 0 3 - 3 5 9 3 - 3 7 0 0

協 会 名

担当者名

L P ガ ス 被 災 状 況 報 告 書 (第 報)

1. 事業所、充填所、スタンドの人的・物的被害状況

①人的被害状況	死亡者(名)	負傷者(名)	②物的被害状況	被害有りの数
事業主			事務所(箇所)	
従業員			容器置場・充填所(箇所)	
合 計	0	0	スタンド(箇所)	
			車両(台)	
			パルクローリー(台)	
			合 計	0

2. 被災状況及びガス漏れの復旧状況

被災地 市区町村名	被災地にお客様がある販売 事業所数 (所)	被災地の被災前のお 客様件数 (件)	【事業者報告書のE】 ガス漏れ 火災・爆発 いずれか被害の あった件数 (件)	【事業者報告書のF】 被害のあった 件数のうち 未復旧件数 (件)
合 計	0	0	0	0

注1: 被災した市区町村数が上表の枠を超えた場合は、行を追加してご記入ください。

注2: 第2報以降の報告については、最新の件数に置き換えてご記入ください。

注3: 被災報告は被害がないことが明らかな市町村の記入は不要です(局地災害の場合)。

3. 流出(埋没含む)容器回収状況(把握できる限りで構いません)

	流出本数(本)	うち、回収本数(本)
消費先軒先からの流出・埋没本数		
その他(充填所・貯蔵施設・容器置場等)からの流出本数		
合 計	0	0

4. 全L協(災害対策中央本部)への要請、連絡事項等

人 員	
物 資	
要請等	

復旧未完了が残っている場合は、数字に変更がなくても毎日報告をお願いします。

☐ 変更なし

(一社) 全国 L P ガス協会
災害対策中央本部 宛
メール: hoan@japanlpg.or.jp

F A X : 0 3 - 3 5 9 3 - 3 7 0 0

協 会 名

担当者名

L P ガ ス 被 災 状 況 報 告 書 (第 報)

1. 事業所、充填所、スタンドの人的・物的被害状況

①人的被害状況	死亡者(名)	負傷者(名)	②物的被害状況	被害有りの数
事業主			事務所(箇所)	
従業員			容器置場・充填所(箇所)	
合 計	0	0	スタンド(箇所)	
			車両(台)	
			パルクローリー(台)	
			合 計	0

2. 被災状況及びガス漏れの復旧状況

被災地 市区町村名	被災地にお客様がある販売事業所数 (所)	被災地の被災前のお客様件数 (件)	【事業者報告書のE】 ガス漏れ 火災・爆発 いずれか被害のあった件数 (件)	【事業者報告書のF】 被害のあった 件数のうち 未復旧件数 (件)
・事前に協会で調査し、あらかじめ記載してください。 ・市町村の消費者区分けが困難であると推測されます。販売店様の消費者ごとの市町村分布まで調査が困難であれば、販売店の所在する市町村にその販売店の全消費者を入れ込んでいただいても構いません。 ・供給前の消費先件数は、市町村世帯数からのLPガス世帯数の類推した概数でも構いません。 ・各事業者の報告の数字を積み上げてください。 ・市町村ごとの振り分けは、事業者からの報告書の被害概要にある市区町村で判断してください。 (分からなければ報告事業者の所在する市区町村に振り分けしてください) ・供給停止数に対して復旧戸数が0になった時点で復旧完了となります。				
合 計	0	0	0	0

注1: 被災した市区町村数が上表の枠を超えた場合は、行を追加してご記入ください。

注2: 第2報以降の報告については、最新の件数に置き換えてご記入ください。

注3: 被災報告は被害がないことが明らかな市町村の記入は不要です(局地災害の場合)。

3. 流出(埋没含む)容器回収状況(把握できる限りで構いません)

	流出本数(本)	うち、回収本数(本)
消費先軒先からの流出・埋没本数		
その他(充填所・容器置場等)からの流出本数		
合 計	0	0

4. 全L協(災害対策中央本部)への要請、連絡事項等

人 員	
物 資	
要請等	

該当都道府県協会名
調査区分(①～③)

- ① 詳細調査(既の実施している場合)
- ② 保険等のデータによる積算値
- ③ 世帯数データからの類推値

	被災地 市区町村名	被災地に お客様が ある販売 事業所数 (所)	被災地の 被災前の お客様件数 (件)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			

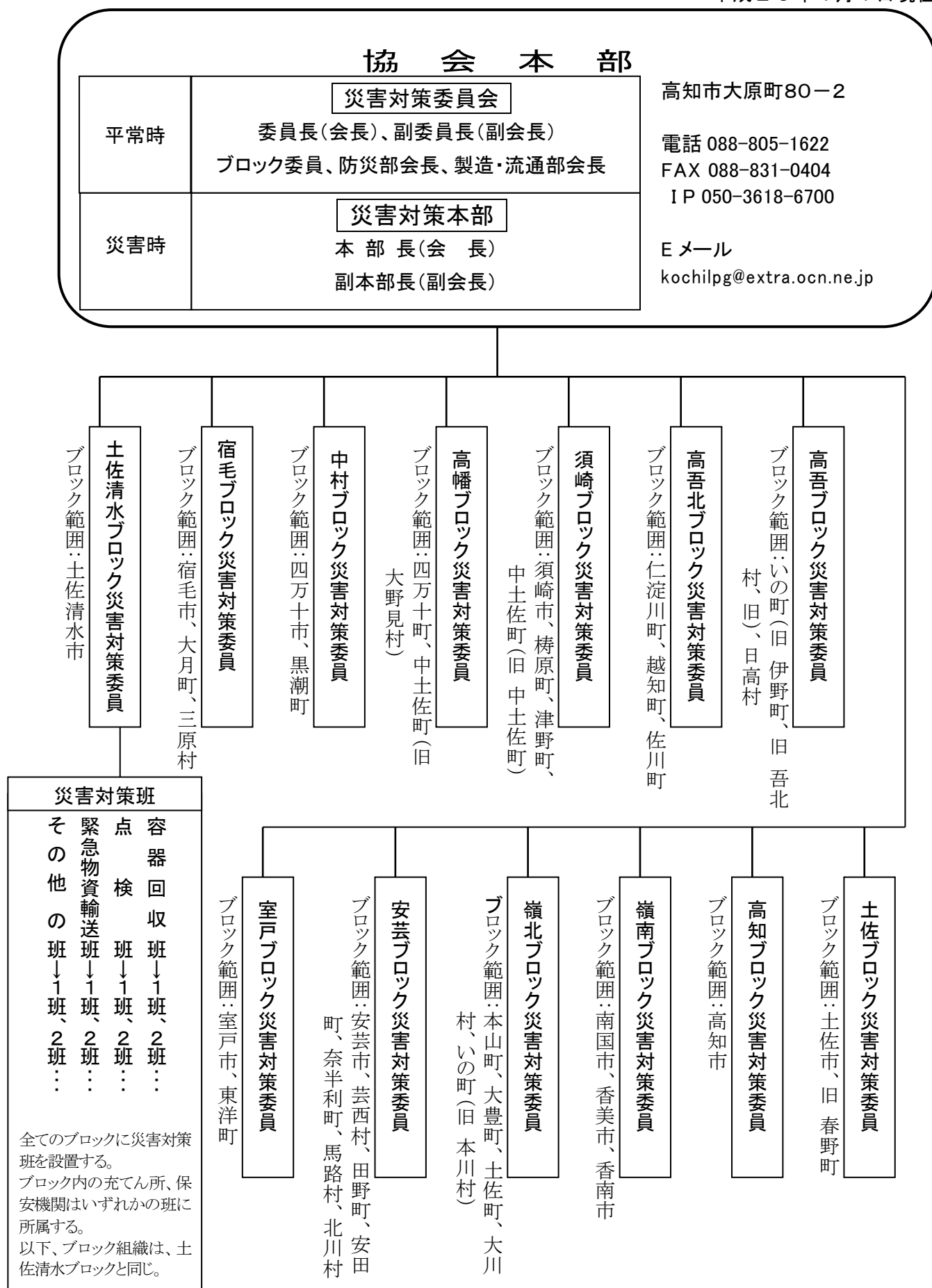
(一社) 高知県ＬＰガス協会における情報収集体制

- ・高知県では、県内を１３の地域ブロック（他県での支部に相当）とし、各ブロックには、１０事業者程度ごとを単位とする地区を置き日常の協会事業を含め対応願っている。参考資料：別紙１
- ・災害発生時には、販売店⇒（地区長⇒）ブロック災害対策委員（他県での支部長）⇒協会本部という流れを構築、大規模災害時を想定し、各段階でのとりまとめを１０件程度に抑えるよう考慮、また、電話回線の不通時にも二輪車等により伝言できる距離、範囲の件数となるよう努めている。
- ・毎年１回連絡通報訓練を実施し、ブロック区内の被災の有無の第１報を上げる態勢を習得してもらっている、また、訓練を重ねることにより、ブロック災害対策委員の責任の醸成を図ることに繋げている。参考資料：別紙４
- ・被災件数、復旧件数の根拠として、平成１９年度より、前年度末での市町村ごとの消費者件数の実数調査を実施している。
- ・協会本部、ブロック災害対策委員、地区長事業所の有線電話は、災害時優先電話としている。（一部、光回線のみ事業者を除く）

※参考資料 別紙１ 災害対策委員会及び災害対策本部機構図
 別紙２ ブロック指揮系統図（協会への届出様式）
 別紙３ 事業所への掲示様式のイメージ
 以上、高知県協会災害対策マニュアル資料編の抜粋
 別紙４ 令和元年度 災害時緊急連絡通報訓練実施報告

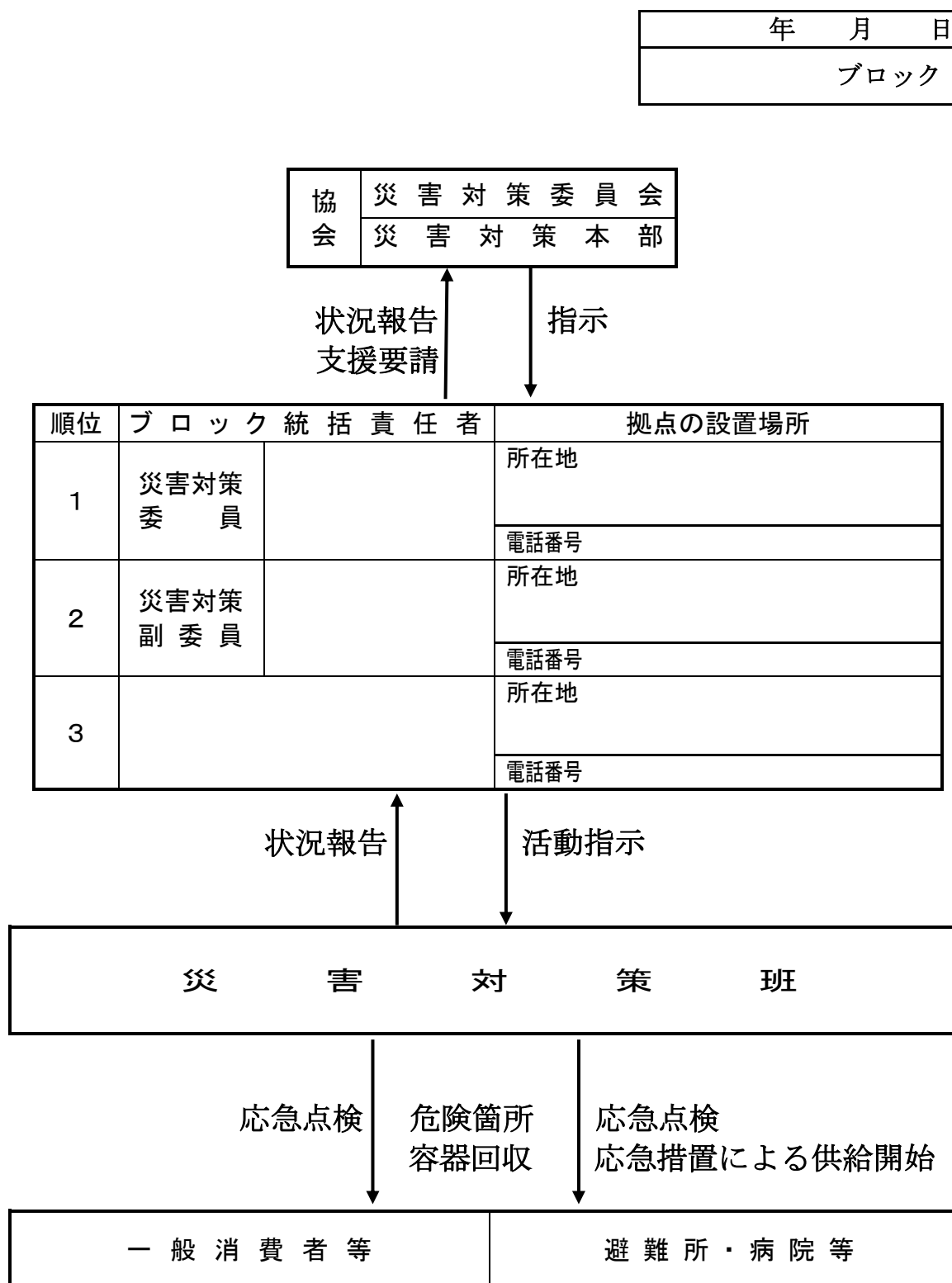
災害対策委員会及び災害対策本部機構図

平成 25 年 4 月 1 日現在



別紙 2

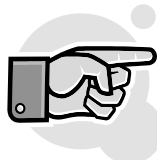
ブ ロ ッ ク 指 揮 系 統 図



※ 災害対策委員（旧支部長）が被災した場合などに備え、ブロック（旧支部）での統括責任者の順位を決めておくこと。

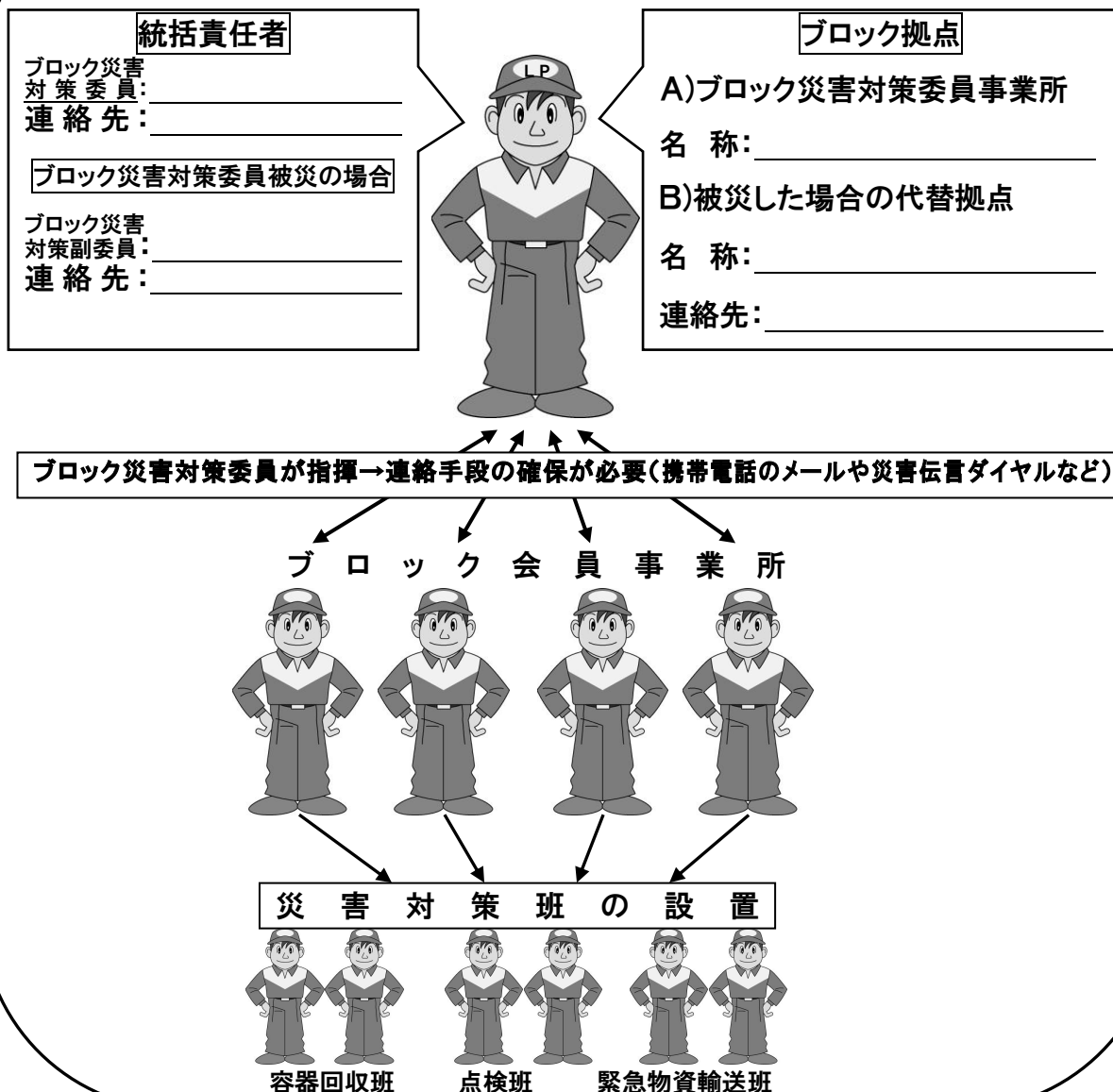
※ 災害対策委員が指揮を行う拠点をあらかじめ決めておくこと。

※ 拠点はブロックでの対策本部としても機能することを勘案しておくこと。



ブロックの体制整備について

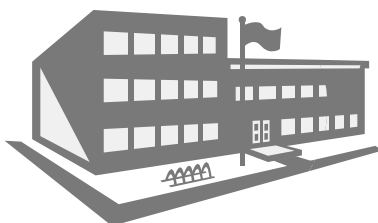
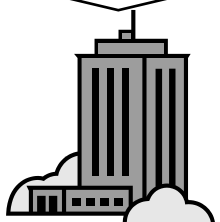
ブロック



市町村との
連携強化
災害時支援
協定の締結

避難所のリ
スタアップ

自治体や自
主防災組織
等の訓練へ
の参加



令和元年度 災害時緊急連絡通報訓練

実 施 報 告

訓練実施日：令和元年 9 月 4 日（水）

（一社）高知県 L P ガス協会

1. 訓練開始の通知（13ブロックの災害対策委員への通知）

ファックス送信開始 8時58分～9時04分（ファックス本体記録時間）

メール発信時間 9時01分

※メールアドレス登録のブロック災害対策委員のうち、4名にメールにて通知。

2. 訓練終了時間と参加事業所数…（ ）は、30年度実施結果

（1）13ブロックからの第一報受信終了 13時40分（14時04分）

（2）参加事業所数

・第一報報告時 164事業所 参加率69.2%（ブロック申告会員事業所237）

（192事業所 参加率83.4%（ブロック申告会員事業所230）

・追加報告件数 40事業所（13事業所）

・合計 204事業所 参加率86.1%（同）

（205事業所 参加率89.1%（同））

※午前中、災害対策委員が対応できなかったブロックがあり、第一報の参加率が前年度より下がることとなった。

※追加報告の最終は、16時43分となった。

3. 問い合わせ等

・会員事業所から協会本部への問合せはなかった。

4. 反省点、参加者からの指摘事項、今後の留意点等

・複数の事業所を有する事業者から本社・本店等でまとめて報告するとの申し出があった場合は、複数の事業所分としてカウントした。

以上

避難所の把握と応急対応事業所の選定

- ・ 高知県協会では、平成19年度よりブロック（他県の支部にあたる。13ブロックを設置。）で各ブロック内に設置される避難所をリスト化し、避難所となる小中学校のLPガス設備の確認と避難所設置時に応急点検等の対応を行う事業所「応急対応販売店」を選定している。
- ・ リストは、会員事業所で災害対策マニュアルの資料編に綴じ必要に応じ差替え。
- ・ 選定された事業所は担当校を訪問するなどし、平时に注意いただくこと、災害時の対応等の説明を行っている。

避難所リスト

大規模地震災害時に市町村が設置する避難所とLPガス設備の状況及び対応担当販売店を記入する。

監修：一般社団法人高知県LPガス協会

市町村名		:No.		担当			ブロック	
番号	避難所の名称	住所	電話番号	種別	燃焼器具の種別	設備状況	対応販売店	対応必要品
1								
2								
3								
4								

様式 13

避難所リスト（記入方法）

大規模地震災害時に市町村が設置する避難所とLPガス設備の状況及び対応担当販売店を記入する。

監修：一般社団法人高知県LPガス協会

市町村名		:No.		担当			ブロック	
番号	避難所の名称	住所	電話番号	種別	燃焼器具の種別	設備状況	対応販売店	対応必要品
1								
2	市町村で指定している避難所の番号、または、整理番号として記入。	避難所が設置される市町村名を記入。複数枚になる時は、通しナンバーをつける。	LPガスを使用→LP都市ガスを使用→TG電化されている→電気		ガスコンロ2台等	たとえば、LPの場合はコンロは取り外し可能、電化の場合はコンロ設置可能等記入。	ブロックで記入。避難所が設置された際、設備の点検や供給再開に駆けつける担当販売店を記入。	ブロック名称を記入。
3		避難所の所在地を記入。市町村名は欄外に記入しているので、街区からのみで可。例：大原町80-2						ブロックで記入。販売店が応急対応する際に必要とされるし機材、器具等を記入。
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								

集中監視システムの導入による大規模災害時の復旧等奏功事例

■事業者：伊丹産業株式会社

■災害名称：能登半島地震

■発生日時：平成19年3月25日 09:42

■地震規模：M6.9 震度6強

■震源地：能登半島沖

■消費者数：16,505件（直販）、約20,000件（卸先）

■主な経過：

03.25 09:42 地震発生、集中監視システムによるS型マイコンガスメータの感震遮断装置作動（メーター遮断）信号の通報770件。

10:40 本社内に災害対策本部を設置し、直販消費者先全数の点検、販売店の状況確認と必要な応援の実施、工場製造施設の点検、簡易ガス特定製造所の点検、埋設管の漏洩検査の実施、LPガス安定供給のためのローリー手配を決定。併せて、当該決定事項を実行するために関係・系列会社にも人的応援を要請し、応援部隊（本支社等社員79名、現地社員51名、合計130名）を組織。

15:00 メーター遮断した770件中、現地社員により760件について供給再開。

17:00 応援部隊が現地入り、直ちに復旧点検作業を開始。

18:10 余震（震度5強）、16件のメーター遮断通報あり。

21:00 メーター遮断総数786件、全数供給再開。

03.28 12:30 全ての消費者の復旧点検作業を完了。応援部隊の解散。

03.29 09:20 災害対策本部解散

■復旧点検作業の実施状況：

（単位：件）

日付	直販(LP)	直販(簡易ガス)	直販(合計)	販売店	備考
03.25	922	614	1,536	51	簡易ガスは、 全て団地への 供給(21団地)
03.26	710	5,166	5,876	252	
03.27	1,592	3,646	5,238	153	
03.28	3,815	40	3,855	294	
合計	7,039	9,466	16,505	750	

■まとめ：

集中監視システムにより得られたデータを分析し、発信元住所から、どの地域の揺れが大きかったかがつぶさに把握できたため、被害が大きいと予想できる地区に応援部隊を集中的に投入することができ、当日中にはほぼ全数の復旧を完了することができた。

感震機能付きS型マイコンメータを集中監視することで、正確な地震情報を早く把握でき、有効な対策を講じることが可能となった。

以上

【日本液化石油ガス協議会周知文書】

日液協第24～72号

平成24年12月4日

会員保安責任者各位

日本液化石油ガス協議会
会 長 川 本 武 彦
同 上 保 安 委 員 会
委員長 石 川 公 一

日液協「地震等被害速報」の周知徹底とご協力をお願い

日頃より日液協の活動にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、保安委員会で検討を重ねてまいりました「地震等被害速報」についてまとめましたのでご案内致しますとともに、今後、有事発生の場合は別添の「地震等被害速報」用紙を使い、日液協事務局へ報告いただきますようご協力をお願い致します。

なお、この「被害速報」の特徴は以下の通りです。

1. 震度5強以上の場合に報告願います。

……行政への報告は震度5弱からとなっていますが、5弱の場合は出先き事業所所属の都道府県協会へ報告をお願い致します。（従来通り）

昨年の東日本大震災の場合、当初県協会の機能が有効に働かなくて国への情報が上らなかったことを受けて、今後は特に被害が大きい場合は先ず、日液協ルートで直売、タテ系列などの情報を上げてもらいたいとの国の意向に沿った対応を取るためのものです。

2. 充てん所の被害情報（充てん所併設事業所の場合）も同一用紙で報告してもらうことに致しました。

以上主旨をご理解の上、「地震等被害速報」の周知徹底と有事の際にはこの用紙でご報告いただきますようよろしくお願い致します。

以 上

（発信手段：Eメール）

（担当：斎藤・岩田）

nichiekikyo@japanlpg.or.jp 又は FAX 03-3593-3700

日本液化石油ガス協議会 御中

LPガス消費者用 充 填 所 用

(連絡方法：事業所 → 本社 → 日液協事務局)

地震（震度 5 強以上）等被害速報（第

年 月 日

事業所名			報告者名		
所在地	〒 —				
TEL	—				
発生日時	平成 年 月 日 時 分				
発生地城			規模（震度）		
被害状況	一般消費者関係	(1)対象需要家件数	件		
		(2)ガス漏れ	件		
		(3)人的被害	死者 (名)	重傷者 (名)	軽傷者 (名)
		(4)建物等の損傷	件		
		(5)上記被害の概要			
状況	充填所関係	(1)LPG設備の損傷			
		(2)建物等の損傷			
		(3)容器転倒・転落等			
		(4)人的被害	死者 (名)	重傷者 (名)	軽傷者 (名)
備考					

※震度 5 弱以下等でも被害があった場合は報告をお願い致します。

【地震時の対応の周知例】

地震対応LPガス保安ガイド

地震が発生
その時の対応は！

地震時の対応

安全・安心にお使いいただくために

地震発生後の
注意事項



まず身の安全を！

自分の身を守りましょう！

- まず、身の安全を確保してください。
(棚や棚の上に載せてあるものが落ちてきたりするので、揺れがおさまるのを待ちましょう。)

揺れがおさまったら



閉める

火の始末をしましょう！

- ガスを使用しているときは、揺れがおさまってから器具栓を閉めてください。
- ガス使用中に強い地震(震度5相当以上)が起きたときは、ガスメーターが自動的にガスをシャ断します。(ガスを使用していないときは、シャ断しません。)

状況を確認

ガス漏れや避難するとき

- ガス漏れやガスの臭いがするときは、ガスの使用をやめて、器具栓、ガスの元栓、メーターガス栓および容器バルブをすべて閉めて、LPガス販売店か緊急時連絡先に連絡してください。
- 避難するときは、器具栓、ガスの元栓、メーターガス栓および容器バルブをすべて閉めてください。



閉める



閉める



閉める

※家屋等に被害が発生した地域では、ガス漏れや容器の点検を順次行いますので、点検の際にはご協力をお願いします。

LPガス安全委員会ホームページでも詳しい情報をご覧いただけます。<http://www.lpg.or.jp/> LPガス安全委員会 検索 

LPガス緊急時の連絡先	LPガス販売店名
連絡先: 電 話: 緊急時の連絡先は24時間対応しています。	

LPガス安全委員会／経済産業省

【マイコンメータ復帰方法の周知例】

ガスの使用を再開するときの安全確認

次の場合はガスを使用すると危険です。

☐ ガス漏れやガスの臭いがないかを確認!

ガス漏れやガス臭いときはガスを使用せず、器具栓、ガスの元栓、メーターガス栓および容器バルブをすべて閉めて、LPガス販売店が緊急時連絡先に連絡してください。

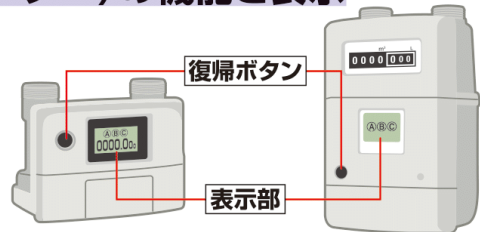
☐ ガス器具に損傷がないかを確認!

ガス器具が損傷していたときは、ガスを使用せず器具メーカーに修理を依頼してください。

ガスがしゃ断された場合は、ガスメーターの表示を確認してください。

ガスメーター(マイコンメーター)の機能と表示

- ガス使用中に強い地震(震度5相当以上)が起きたとき、自動的にガスをしゃ断します。
ガスを使用していないときは、ガスをしゃ断しない機能になっています。
- 地震で配管の折損やゴム管がはずれるなどして、ガスの流れや圧力などに異常があると、自動的にガスをしゃ断し原因が表示されます。



※ガス警報器とガスメーターが連動している場合、警報が鳴ったときも地震しゃ断と同じ表示になります。

余震や停電に注意して復帰を行ってください。

ガスメーターの復帰方法

- ガス漏れやガス臭いときは、復帰操作をせずLPガス販売店が緊急時連絡先に連絡してください。
- 地震しゃ断表示でない場合は、LPガス販売店の点検を受けてください。



- 器具栓をすべて閉めてください。
- 使っていないガスの元栓が閉まっていることを確認してください。



- 左側の復帰ボタンを押してください。
- 「ガス止」の文字が消えます。



- 液晶の文字とランプが点滅します。
- 1分間お待ちください。
※ランプが復帰ボタン部にあるものもあります。



- 液晶の文字とランプが消えます。
- 復帰完了です。
- ガスは使えます。

※復帰操作をしても復帰しない場合(再び「ガス止」表示が出る)は、復帰操作を繰り返さずLPガス販売店の点検を受けてください。

停電中の ガス器具使用 のご注意

- 停電中は換気扇などが動かず、CO中毒事故が懸念されます。ガス器具を使用するときは窓を開けるなど換気に十分ご注意ください。特に小型瞬間湯沸器は燃焼量が大きいため、十分な換気を確保してください。
- また、停電中は照明不足等によりガス器具がよく見えないため、操作には十分ご注意ください。

100Vの電源を使用しているガス器具

給湯器、暖房機器など、100Vの電源を使用している機器は、停電中は使用できません。
ガス給湯器は停電により出湯温度、ふろ温度などが初期設定値に戻ってしまいます。停電後、最初にガス給湯器を使用するときは、設定値を確認してください。

ガス給湯器の凍結にご注意

長時間の停電や電気ブレーカーを落とすと給湯器の凍結防止装置(電気ヒーター)が働きません。凍結の恐れがあるときは、給水元栓(水道栓)を開けて、給湯器の水抜きを行ってください。
水抜きの方法は、給湯器の取扱説明書で確認してください。

【安全点検票（例）】

安全点検票

点検日	月 日	班	
		点検者	
地図コード		住 所	
施設の区分	戸建・集合・公共・業務用	販売店名等	
消費者名		(不明の場合は 容器記載名称)	
施設の状況	1. 全壊 2. 半壊 3. 一部破損 4. 被害なし		
調査状況	1. 調査不能 2. 不在で調査不能		

供給設備の点検	点 検 項 目		判 定	点 検 項 目		判 定
	・容 器			・ガスメータ		
	・容 器 バ ル プ			・メータガス栓		
	・高 低 圧 ホ ー ス			・供給管の漏えい		
	・集 合 装 置					
	・調 整 器					
	・容器の転倒転落防止措置					
消費設備の点検	・配 管 の 漏 え い			・中 間 ガ ス 栓		
	・未使用ガス栓					
	器 具 名 / 項 目	漏 れ	燃焼状態	排気筒等	判 定	
	コ ン ロ					
	湯 沸 器					
	給 湯 器					
	風 呂 釜					
周知の内容	1.適	使用を許可した。				
	2.否	使用禁止の措置をした。 改善項目				

※判定：適であれば○ 不適であれば× 非該当項目は斜線を記入する。

※使用禁止の措置をした場合、消費者に「設備改善のお願い」を必ず手交すること。

※業務用施設等で燃焼機器の数が多い場合は、空欄に「適○台 否○台」と記入すること。

【消費者への設備改善のお願い(例)】

設 備 改 善 の お 願 い

一般社団法人〇〇県ＬＰガス協会

今回の災害に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

お客様のＬＰガス設備を安全点検した結果、この災害によって設備に異常がありますので、供給を受けているＬＰガス販売店に連絡し、必ず設備改善をした後、使用してください。

改善をされずに使用しますと、ガス漏れ等による爆発事故、火災、ＣＯ中毒等の事故が発生するおそれがあります。

日

____月 ____

お 客 様 へ の お 願 い

(不在者宅)

一般社団法人〇〇県ＬＰガス協会

今回の災害に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

この災害でお客様のＬＰガス設備の被害状況を確認するため、安全点検に伺いましたが、お留守でございました。

お帰りになられましたら、必ずＬＰガス販売店にご連絡いただき、安全点検を受けてからＬＰガスをご使用ください。

安全点検を受けずに使用しますと、ガス漏れ等による爆発事故、火災、ＣＯ中毒等の事故が発生するおそれがあります。

____月 ____日

【ＬＰガス災害対策要綱（例）】

（一社）〇〇県ＬＰガス協会

第 1 章 総 則

（目 的）

第 1 条

この要綱は、災害によって〇〇県内に重大な被害が発生、若しくは発生の恐れのある場合に、（一社）〇〇県ＬＰガス協会（以下「ＬＰガス協会」という。）が会員相互と地域社会への協調支援を基本とした即応体制を確立し、県内におけるＬＰガスの保安確保及び安定供給に万全を期することを目的とする。

（適 用）

第 2 条

この要綱は、次の場合に適用する。

- (1) 大規模地震対策特別措置法に基づき警戒宣言が発令された場合
- (2) 震度 5 弱以上の地震が発生した場合
- (3) 風水害により地域に甚大な被害が発生した場合
- (4) 支部等から要請があった場合
- (5) 指定地方公共機関としての職務が発生した場合
- (6) その他ＬＰガス協会会長（以下「会長」という。）が必要と認めた場合

第 2 章 組 織

（災害対策本部）

第 3 条

第 1 条の目的達成のため、会長はＬＰガス協会内に〇〇県ＬＰガス災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

- 2 会長がその職務を実行できないときは、総務担当副会長が会長職務を代行する。会長及び総務担当副会長が共に職務を実行できない場合は、予め定められた順に従い他の副会長が代行する。
- 3 本部には本部長及び副本部長を置き、本部長には会長、副本部長には総務担当副会長をもってあてる。
- 4 本部には総務部、情報部、供給点検部を設け、部長には担当副会長又は常任理事のいずれかをもってあてる。
- 5 本部長は、災害の危険が無くなったと認めるとき又は災害の発生後における対策・措置が完了したときは本部を解散する。
- 6 本部が被災し、その機能が果たせない場合には、予め定められた順に従い、被災していない地域の現地対策本部を本部として機能させる。

(現地対策本部の設置)

第 4 条

本部長が指定したＬＰガス協会支部に、本部長の指示または第２条第１号、同第２号、同第３号のいずれかの事象が発生した場合には、〇〇県ＬＰガス災害現地対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

- ２ 現地本部には現地本部長及び現地副本部長を置く。現地本部長及び現地 副本部長は本部長が指名する。
- ３ 現地本部には総務部、情報部、供給点検部を設け、部長には支部長又は支部役員をもってあてる。
- ４ 現地本部は、原則として予め支部において定めた場所に設置する。
- ５ 本部長は、災害の危険が無くなったと認めるとき又は災害の発生後における対策・措置が完了したときは現地本部を解散する。

(災害発生時の支援)

第 5 条

被災地域以外のＬＰガス協会会員は、この要綱の目的を達成するため、本部長の要請に従い支援活動にあたることとする。

第 3 章 職 務

(本部の職務)

第 6 条

本部は、本部長の指示に従って次の職務にあたる。

- (1) 災害関係情報の収集・分析・伝達
- (2) 現地本部の活動支援及び要請受諾
- (3) 支援者等との連絡調整
- (4) 指定地方公共機関としての業務
- (5) 国・県及び他の関係機関等との連絡調整
- (6) 広報活動
- (7) ＬＰガス及び関連器材の緊急調達（県との「災害時におけるＬＰガス応急生活物資等に関する協定」を含む。）
- (8) その他

(現地本部の職務)

第 7 条

現地本部は現地本部長の指示に従って、次の職務にあたる。

- (1) 被災状況の把握及び本部への情報提供
- (2) 被災事業者の実態把握及び本部への支援要請
- (3) 応援要員等との連絡調整
- (4) 広報活動
- (5) 第９条及び第１０条の立案並びに指示
- (6) その他

(職員の職務)

第 8 条

ＬＰガス協会職員は、第３条の規定に従い、速やかに事務所に参集して本部の設置に備えるとともに、本部設置後はその機能を最大限発揮できるよう関係業務の調整にあたる。

(会員の職務)

第 9 条

会員は、本部又は現地本部の指示に従い職務に従事し、ＬＰガスによる災害の発生又は災害拡大の防止活動を行う。

会員の職務は次のとおりとする。

- (1) 被災状況の現地本部への報告
- (2) 緊急対応措置の実施
- (3) 広報活動
- (4) 公共施設・避難所への応急供給の実施
- (5) 緊急保安活動状況の現地本部への報告
- (6) ＬＰガス及び関連器材の緊急輸送
- (7) その他

第 4 章 雑 則

(事後処理)

第 10 条

この要綱に定める災害活動等の事後処理は、ＬＰガス関係事業者の責務と協調のもと速やかに、安全に執り行う。

(費 用)

第 11 条

この要綱により発生する費用の拠出については、本部において裁定するものとする。

なお、支援要員には手当てを支給しないものとする。

(細 目)

第 12 条

前各条に定めるもののほか、その他必要事項については、本部長及び現地本部長の判断により決定する。

(準 用)

第 13 条

この要綱は、他の都道府県協会等から支援要請があった場合にも準用する。

(その他)

第 14 条

この要綱の実施に関して、必要な事項は別に定める。

【L P ガス災害対策マニュアル（例）】

一般社団法人〇〇県L P ガス協会

このマニュアルは、一般社団法人〇〇県L P ガス協会の制定した「〇〇県L P ガス災害対策要綱」に基づく災害対策等を実効あるものとするため、災害対策としての日常業務、災害発生後の緊急対応、応急点検、復旧措置等について定めたものである。

1 災害対策としての日常業務

災害に対して的確な対応を行うためには、日常の事業活動の中で以下のことがらの励行が望まれる。

- (1) 災害発生の緊急事態に備え、従業員の非常招集方法等について、予め定めておく。
- (2) 顧客リストや配管図面等について、整備は当然のこと、保管体制の周知徹底を図り、どのような状況においても速やかに活用できるよう心掛ける。また、緊急時において優先的に対応や供給等を行うべき施設を予め挙げておく。
- (3) 保安業務用機器、非常用電源、ラジオ、携帯電話等情報収集機器を整備する。
- (4) 通常時から一般消費者等に、災害発生時等にとるべき対応についての啓発を図っておく。
ア 使用中の火は直ちに消して器具栓・元栓を閉止すること。
イ ガス漏れ等の異常に気付いた時は、容器バルブを閉めて販売店へ連絡すること。
ウ マイコンメータの復帰方法について周知すること。
- (5) 非常用の資機材（カセットボンベ、単段式調整器等）、非常食、飲料水、車両用燃料、非常時の発電措置について日常から確保しておく。

2 災害に有効な設備対策

災害に有効な設備対策として、以下のことがらが考えられるので、日頃からその普及には積極的に取り組むこと。

- (1) S型マイコンメータ等の設置
- (2) ガス放出防止器、容器プロテクター等の設置
- (3) 業務用設備に対する対震自動ガス遮断装置の設置
- (4) 鎖の二重掛け等による容器転倒防止対策の徹底強化
- (5) 燃焼器用ホースの使用
- (6) 可能な限り露出配管での施工
- (7) 可とう性・耐食性に優れた配管材料の選定と施工
- (8) 保安業務用機器並びに携帯電話等情報収集に必要な機器の電源の確保
- (9) その他有効な設備対策

3 災害発生後の事業の対応

災害発生後はまず自分の身の安全を確保し、次に事業継続のために次のことを行う。

- (1) 従業員とその家族の安否の確認（本人確認ができるまで追跡すること。）
- (2) 事業所内の被害状況の確認
- (3) 供給先の被害状況の確認

4 緊急対応

緊急対応は、「被害状況の確認」と「二次災害の発生防止」であり、そのため以下のことがらを実施する。

(1) 被害状況の確認

次の要領により、ＬＰガス設備の被害状況を確認する。

ア 確認順位

確認は、ＬＰガス貯蔵量が大である施設を優先することを原則として、以下の施設順位とする。

- a 学校・病院等を含む公共施設
- b 業務用施設
- c 集合住宅
- d 一般住宅
- e その他

イ 確認方法

確認は、容器バルブの閉栓及び容器の撤去等二次災害防止の措置の要否を見極めることを目的とし、以下の目視点検を行う。

- a 建物の倒壊、浸水、火災発生の有無又はその発生のおそれの有無
- b 容器の転倒・配管の折損等によるガス漏れの有無

(2) 二次災害防止のための措置

ア 容器バルブの閉栓又は容器撤去

確認の結果、二次災害のおそれがある施設に対しては、容器バルブの閉栓又は容器の撤去を行う。

イ 広報活動

震度“６弱”以上の地震が発生した地域又はＬＰガス設備が冠水した施設では、上記の目視点検で異常が認められなくても、さらに次章“５ 応急点検”で定める安全確認によりＬＰガス設備に異常が無いと確認されるまでは、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。

5 応急点検

被害状況の把握と、二次災害防止のための緊急対応がなされた後は、可能な限り速やかな供給開始が望まれるが、供給再開に先立つ応急点検は不可欠の作業である。

ただし、これは通常の調査点検とは異なり、短期間で多数のＬＰガス設備に対して実施する必要がある、またガスの使用再開を図ることが目的であるので、効率を高めるために以下の要領によることとする。

(1) 応急点検実施対象施設

前章“４ 緊急対応”で定める目視点検を行った結果、さらに応急点検を行う必要が認められた設備及び震度“６弱”以上の地域及びＬＰガス設備が冠水した地域のＬＰガス設備全てを応急点検の実施対象とする。

(2) 応急点検順位

応急点検は供給停止の及ぼす影響の大小を勘案し、原則として以下の順位で実施することとする。

- a 学校・病院等を含む公共施設
 - b 集合住宅
 - c 一般住宅
 - d 業務用施設
 - e その他
- (3) 応急点検事項
- 応急点検は、原則として以下の要領で実施することとする。
- a ガス漏れ検知器・漏えい検知液・自記圧力計又はマノメータで漏えい検査を実施する。(マイコンメータ出口からガス栓までの配管については、マイコンメータの復帰安全確認機能のチェックで漏えい検査の代替とする。)
 - b 屋内設置の燃焼器に給・排気筒がある場合は、給・排気筒の外れなどがないか目視で確認する。
 - c 漏えい等の異常が認められない場合は、燃焼器について燃焼テストを行う。
注) 冠水した調整器、マイコンメータ等は必ず交換する。
- (4) 周知
- 応急点検の結果について消費者に説明するとともに、新たに異常が発生した時や漏えい等の異常が認められた場合にとるべき措置についても周知徹底を図る。
- (5) 不在宅への措置
- 消費者が不在のため応急点検ができない場合は、容器バルブまたは中間ガス栓を閉止し不在票を置く。

6 復旧措置

緊急対応、応急点検を行った後に本格的な点検・調査や設備工事を要する場合には、原則として、供給契約を締結しているLPガス販売事業者が行うこととする。

7 災害状況報告

- (1) 災害発生直後の情報収集
- 協会は、県内で震度5弱以上の地震・風水害等が発生し、被害が甚大なため詳細な被害状況の把握が困難な場合には、支部と連絡がとれたか否か、情報収集活動ができていないか、被害があるかないか、といった抽象的な情報の収集を早急に行う。また、被害状況を取りまとめ【資料7-1】で全国LPガス協会に報告する。【LPガス被災状況＜緊急＞報告書】
- (2) 会員の報告
- 会員は、〇〇〇内で震度5弱以上の地震・風水害等が発生した場合は、【資料〇】で各支部事務局へ報告する。【LPガス被災状況報告書 販売事業者→支部】
- (3) 支部の報告
- 支部事務局は、会員からの災害状況報告を【資料7-2】で速やかに取りまとめて協会へ報告する。【LPガス被災状況報告書 支部→協会】
- (4) 復旧状況の報告
- 災害復旧した場合は、【資料〇〇】を用いて、同様に報告する。

8 大規模災害時における相互応援

大規模な災害が発生し緊急対応・応急点検を実施する消費先が多い場合又はＬＰガス販売事業者自らが被災した場合は、地域のＬＰガス販売事業者、卸売事業者、保安機関等が協力して、県エルピーガス協会が行うローラー作戦等に参画し、より効率的な緊急対応・応急点検を実施する。

別途、災害時の相互応援時の取り決めとして、【災害時相互応援ルール】を定める。

9 避難所等の情報の確認等

災害時に備えて、都道府県の指定する避難所等の情報の確認を行い、災害発生時のＬＰガスの供給方法、供給設備や消費設備の設置場所、設置方法等を都道府県と協議し、防災訓練等において実態を確認する。

10 資機材の保管場所、応援要員の施設等の確認

災害発生時に行う緊急対応、応急点検等に必要な資機材の保管場所、また、他地域からの応援要員の宿泊施設や受け入れができる施設等の確認を行う。

【災害時相互応援ルール】（例）

一般社団法人〇〇県エルピーガス協会

〇〇県内のLPガス販売事業者（以下「会員」という。）は、県内に大規模な災害が発生し緊急対応・応急点検を実施する消費先が多い場合又は会員自らが被災した場合には、地域及び住民がLPガスを安全に使用するため、【LPガス災害対策マニュアル】に基づき、被災した会員がLPガスを供給している一般消費者等に対する緊急対応・応急点検をその総力を挙げて応援するものとする。

（趣旨）

第1条 このルールは、県内の会員において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、被災事業者独自では十分に被災一般消費者等の緊急対応・応急点検が実施できないと認められるとき、事業者相互の応援による緊急対応・応急点検等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

なお、緊急対応・応急点検以外の相互の応援については、必要に応じて定めるところによるものとする。

（応援の内容）

第2条 緊急対応・応急点検は、以下の内容で行うものとする。

ア 緊急対応・応急点検と復旧措置を明確に区分し、特に緊急対応・応急点検についての手順を具体的に定め、自社の顧客か他社の顧客かにかかわらず県エルピーガス協会（以下「協会」という。）として実施する。

イ 緊急対応・応急点検は原則2人以上で実施し、その際には販売勧誘活動を行わない。

ウ 緊急対応・応急点検を行った後に本格的な点検・調査や設備工事を要する場合は、原則として供給契約をしているLPガス販売事業者が実施する。

（応援要請の手続）

第3条 応援を受けようとする会員は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により他の災害対策本部に要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

（1）被害の状況

（2）応援を要請する内容

ア 緊急対応・応急点検に必要な物資・資機材の搬入
物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

イ 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

ウ その他、必要な事項

(情報交換)

第4条 会員は、このルールに基づく応援が円滑に行われるよう、支部ごと又は支部をまたいで、緊急対応・応急点検等の状況、緊急連絡先等の必要な情報等を定期的に相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第5条 会員は、このルールに基づく応援が円滑に行われるよう、支部ごと又は支部をまたいで、緊急対応・応急点検、人的支援等の訓練を実施するとともに、他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(防災体制の強化等)

第6条 協会は、このルールに基づく応援が円滑に行われるよう、支援体制図、緊急対応・応急点検要員の確保のため有資格者のリストアップ、地域防災計画等の整備等、防災体制の強化を図るものとする。

2 協会は、このルールを実効あるものとしていくため、必要に応じて県への協力を求める等、県との連携を強化することとする。

(補則)

第7条 このルールに定めのない事項は、その都度、代表者の会議にて決定する。

【応援者の心構え(例)】

応 援 者 の 心 構 え

被災地の応援にあたり、十分ご承知の事とは存じますが以下の点にご配慮願います。

1. 被災地への救援であることを自覚して行動すること。
2. 被災者へ暖かい目を向け、誠意ある態度で接すること。
3. 「〇〇県エルピーガス協会の〇〇です。ＬＰガス設備の点検にきました。」と、身分並びにＬＰガス設備の点検に来たことを相手にはっきり伝えること。（身分を証明できる免許証、免状等を携帯すること。）
4. 安全点検事項について、もれのないように確実に点検すること。
5. 異常がある場合は、必ず「設備改善のお願い」を手交と口頭で説明し、異常がない場合は、口頭ではっきり消費者に伝えること。
[例] 設備に異常はありませんので、今までどおり使用してください。
[例] 配管に漏えいがありますので、ガスは使用しないでください。
販売店とご相談して、改善が終わってからご使用ください。
[例] 使用中にガス漏れ警報器の作動、その他異常があれば、使用を中止して販売店へ連絡してください。
6. 不明な点は、自己判断せずに、ペアと相談すること。
7. 勝手な行動は慎むこと。
8. 都市ガスの消費者から点検の依頼があったら、「都市ガス会社も点検に回っておられますので、それまでお待ちください。」などと丁寧に断ること。
9. その他、消費者には親切、丁寧に対応すること。

【応援者が持参する物資等(例)】

応援者が持参する物資等

1. 漏えい検査 機器	① 自記圧力計、記録紙 ② ガス漏えい検知器 ③ 漏えい検知液
2. 服 装 等	① ヘルメット ② 安 全 靴 ③ 軍 手・皮 手 袋 ④ 作 業 服 ⑤ マスク
3. その他 必 需 品	① 懐 中 電 灯（予備電池） ② 携 帯 電 話（予備電池） ③ ボールペン・マジック ④ 緊 急 工 具 類 （ドライヤー（水害時）） ⑤ 身分を証明できる物 ⑥ 自分のための飲食物

【災害応援者受付表〔県内〕（例）】

災害応援者受付表

年 月 日

支 部 名	会 社 名	氏 名	資 格	備 考
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	

【災害応援者受付表〔県外〕（例）】

災 害 応 援 者 受 付 表

年 月 日

県名(住所)	会 社 名	氏 名	資 格	備 考
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	

【緊急通行車両等届出書類（例）】

年 月 日

(一社)〇〇県LPガス協会
会長 〇 〇 〇 〇 様

〒 ー
届出事業所名
所在地
連絡電話
担当者名 印

緊急通行車両等事前届出に係る書類提出書

このことについて、当事業所において、緊急通行車両等事前届出をするため、下記のとおり関係書類を添えて提出しますので、各事前届出書に協会長印を押して届出事業所の会員証と共に返送していただきますようお願いいたします。

記

様式第1 緊急通行車両等事前届出書	枚
様式第2 緊急通行車両等事前届出一覧表	枚

以上

様式第1

【緊急通行車両等届出 様式例】

地震防災 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用		第 号 地震防災 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用	
緊急通行車両等事前届出書		緊急通行車両等事前届出済証	
〇〇県公安委員会 殿		左記のとおり事前届出を受けたことを証する。	
年 月 日		年 月 日	
届出者住所 〇〇〇市中区〇〇〇丁目〇〇番〇〇号		〇〇県公安委員会 印	
事業所名 社団法人〇〇県エルピーガス協会			
(電 話) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇			
氏 名 会 長 〇 〇 〇 〇 〇			
番号欄に表示 されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行 う車両にあっては、輸送人 員又は品名)	災害発生時にLPガス施設点検及び災害の応急復旧作業 等に従事するための車両		
使用者	住 所	(所属支部名： 支部)	
	氏 名	() 局 番	
出 発 地			
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を説明す る書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署等に提出してくださ い。			

注 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。
2 届出内容に変更が生じた場合又は本届出済証を亡失し、滅失し、若しくは破損場合には、公安委員会(警察本部経由)に届け出て再交付を受けてください。
3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。
(2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。
(3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。

【緊急通行車両等事前届出一覧表(例)】

様式第 2

緊 急 通 行 車 両 等 事 前 届 出 一 覧 表					
申 請 年 月 日		年 月 日			
申 請 機 関 等		一般社団法人〇〇県ＬＰガス協会 (所属支部名： 支部)			
提 出 先		☐ 警察本部交通規制課 ☒ 警察署			
申 請 車 両		合 計 台			
申 請 車 両	整理番号	車名等	車両番号	使用目的	配車先
	1			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	2			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	3			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	4			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	5			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	6			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	7			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	8			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	9			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	1 0			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	1 1			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	1 2			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	1 3			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	1 4			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
1 5			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両		

流出容器等処理要綱

I 総 則

第1. 目 的

津波等によって流出、散乱したLPガス容器は本来、容器所有者（LPガス販売事業者等）が処理すべきものであるが、所有者が判明しない容器等が放置されれば、災害につながる恐れもあることから、〇〇市町と連携して、〇〇市町に指定された集積所、〇〇県LPガス協会又は各支部が大規模災害時に備えてあらかじめ確保していた集積所等に集積された所有者不明等の当該LPガス容器の処理を実施するとともに、液化石油ガスの流通過程において発生する放置容器（LPガス容器に限る。）を回収処理し、もって容器関係の災害の発生を防止することを目的とする。

ただし、大規模災害により大量の流出LPガス容器が発生した場合は、別途協議する。

第2. 事 務 局

流出容器並びに放置容器の処理に関する業務の窓口は〇〇県エルピーガス協会（以下「協会」という。）の事務局が担当するものとする。

第3. 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は各々当該各号に定めるところによる。

(1) 流出容器

津波、水害等により流出し災害復旧活動等により一定の集積所に集められたLPガス容器。

(2) 放置容器

LPガスを消費した後、所有者又は占有者に引きとられていないLPガス容器。

(3) 充填所等

高压ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定による容器置場の設置されている事業所。

(4) 指定集積所

残ガス処理の出来る事業所。

(5) 中核充填所

災害時における流出容器回収の際の保管場所を提供出来る充填所。

II 回収及び処理

第4. 会員の責務

協会員は日常の事業活動等を通じ、流出容器、放置容器の発見に努めるものとする。

第5. 通 報

第4により流出容器、放置容器を発見し、或いは第三者より流出容器、放置容器の連絡を受けた者は、速やかに事務局へ通報するものとする。

第6. 回 収

- (1) 事務局は第5の通報を受けた場合、最寄りの支部事務局又支部長にその回収を依頼するとともに、通報記録書<様式1>を作成し保管するものとする。
- (2) (1)により依頼を受けた支部事務局又は支部長は、流出容器、放置容器を回収するとともに最寄りの充填所等に仮保管を依頼するものとする。
- (3) (2)により依頼を受けた充填所等は、回収容器を仮保管するとともに、回収容器仮保管報告書（様式2）を作成し事務局に提出するものとする。

- (4) (1)～(3)にかかわらず、大規模な災害により大量のLPガス容器が散乱している状態が生じたときは、協会又は各支部は、協会の協力を得て当該LPガス容器を安全な場所に集積する体制を構築するものとする。

第7. 処 理

事務局は第6(3)による回収容器仮保管報告書にもとづき、その区分に応じ次の処理を行う。

(1) 所有者等判明容器

容器の表示等により所有者等が判明したものは、回収容器引取通知書(様式3)により所有者等に引取り、又は容器譲渡書(様式4)の提出を求めるものとする。

(2) 所有者等不明容器

所有者等が判明しない回収容器で、放置場所等の状況より当該容器が遺失物であると判断されるものは、指定集積所に保管を依頼し遺失物法に基づく届出を行うものとする。

ただし、次のイ)ロ)に掲げるものはこの限りではない。

イ) 容器の所有者の氏名等の表示が識別できない容器のうち、記号及び番号(以下「記号番号」)の識別ができない容器。

ロ) 容器の所有者の氏名等の表示や記号番号が識別可能な容器については、電話等により所有者と連絡が取れないもの又は所有者から連絡があっても、所有者が引き取る意志・能力を有していないため、引き渡しが困難とされるもの。

第8. 引 渡 し

回収容器を仮保管している充填所等は所有者等にこれを引渡した場合は、事務局に報告するものとする。

第9. 保 管

第7.(2)により保管を依頼された指定集積所は、仮保管されている充填所等から当該回収容器を集積し保管するものとする。

第10. 屑 化

- (1) 事務局は次の各号のいずれかに該当する場合は、容器屑化依頼書(様式5)により当該回収容器を保管する指定集積所等に、その処分を依頼するものとする。

① 容器所有者等から第7.(1)による容器譲渡書を受領したとき。

② 第7.(2)イ)、ロ)により所有者等不明容器と判定したもの。

③ 第7.(2)による届出を行った所有者等不明容器について、遺失物法による所有権が協会に移ったとき。(3ヶ月後)

- (2) 指定集積所等は(1)により屑化の依頼があった場合は、高圧ガス保安法の基準に従って屑化処分をするものとする。

Ⅲ そ の 他

第11. 業務の推進体制

流出容器、放置容器の処理に関する業務は、保安部会及び卸流通委員会が中心となって推進するものとする。

第12. 施 行 期 日

この要綱は〇〇年〇月〇日より施行する。

年 月 日

流 出 容 器 等 通 報 記 録 書

		整理番号	
受信日時	年 月 日 時 分	受信者氏名	
通 報 者	住 所		
	氏 名		
容器の放置場所の状況 (目標)	放置場所 住所		
	目 標		
	放置の状況		
容器の形状 数 量	5 0 kg 本 3 0 kg 本 2 0 kg 本 1 0 kg 本	5 kg 本 2 kg 本 その他 kg 本	
回収依頼先	住所・電話		
	事業所名		
回収依頼日	年 月 日 時 分	連絡者	
備 考			

年 月 日

〇〇県LPガス協会 殿

事業所名 _____
住 所 _____
電 話 _____
担当者名 _____

容 器 保 管 報 告 書

下記の回収容器を仮保管しておりますので報告します。

回 収 日	年 月 日		
回 収 場 所			
回 収 者	住 所		
	氏 名		
所 有 者 等 判 明 容 器	所 有 者 等 住 所	事 業 者 名	数 量
所 有 者 等 不 明 容 器	50kg	本	
	20kg	本	
	30kg	本	
	50kg	本	
	その他		
	kg	本	

年 月 日

容器所（占）有者

殿

〇〇県ＬＰガス協会

会 長 ○ ○ ○ ○ 殿

回 収 容 器 引 取 通 知 書

貴殿のＬＰガス容器を流出容器、放置容器として、下記のとおり回収保管しておりますので、２週間以内にお引取り下さい。

なお、引取りが困難な場合には別紙、様式４の容器譲渡書に所定の事項をご記入の上、協会までご提出ください。

記

1. 容器の形状及び記号番号

2. 保管場所（引渡し場所）

引取時の注意事項・

- ・事前に保管場所まで連絡してください。
- ・本書を必ず持参し、保管者に渡してください。

（注）１ヶ月以内に連絡がない場合及び、引取りのない場合は高圧ガス保安法第 25 条違反として措置することもあります。

年 月 日

〇〇県ＬＰガス協会長 殿

容器所有（占有）者
住 所
氏 名
印

容 器 譲 渡 書

年 月 日付け回収容器引取通知書で通知のありました、下記、ＬＰガス容器については、無償で譲渡致します。

記

容器の形状及び記号番号

容器の形状					
容器の記号 ・ 番号					

以上

年 月 日

容器所（占）有者

殿

〇〇県ＬＰガス協会
会 長 〇 〇 〇 〇 殿

容 器 屑 化 依 頼 書

貴所で保管中の下記容器については、屑化処分をして下さい。

記

1. 記号・番号の判明しているもの。

容器の形状					
容器の記号 ・ 番号					

2. 記号・番号の判明していないもの。

年 月 日以前に回収報告のあったもの。

以上

流出容器等処理要綱細則

1. 集 積

充てん所等からの集積は、毎年 2 月・6 月・10 月にそれぞれ実施する。

2. 容器回収等の費用

① 容器回収費

1 本当り〇〇〇円とし、容器回収報告書に基づき協会事業費より支出する。

② 容器引取費

1 本当り〇〇〇〇円とし、引取り者は回収者（集積所）に支払うものとする。

③ 容器集積費

容器保管費については、容器屑化費で賄うものとする。

3. この細則は〇〇年〇月〇日より施行する。

平成30年7月5日からの大雨により流出したLP容器による事故防止について（注意喚起）

本件の概要

2018年7月10日
※最終更新日7月17日

・平成30年7月5日からの大雨による増水により、岡山県内・愛媛県内において、LPガス容器が流出したとの情報が確認されています。7月17日時点で、流出した約2400本のLPガス容器のうち、90%以上の2200本以上がすでに回収されています。

・その他の地域を含め、家屋の倒壊、浸水による、LPガス容器の埋没や流出も確認されており回収中です。

・流出や埋没したLPガス容器を発見された方は、以下の点に注意して、最寄りの販売店又は都道府県LPガス協会へご連絡願います。

○みだりに触れない、移動させない！

○ガス臭くなくても、容器周辺では火気を使用しない！

・また、近傍の海上を航行される船舶におかれましては、LPガス容器が海上に浮遊している可能性も否定できませんので、航行に際して注意をお願いいたします。

第6管区海上保安庁情報サイト <https://www6.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/kinkyu.html>

【連絡先】

①容器の所有者（容器の外面に氏名、名称、住所及び電話番号が表示されています）

②氏名等が判別できない場合は、

岡山県の場合：（一社）岡山県LPガス協会 TEL：086-225-1636

愛媛県の場合：（一社）愛媛県LPガス協会 TEL：089-947-4744

その他の都道府県：最寄りの都道府県LP協会へご連絡ください（連絡先は次頁）。

<http://www.japanlpg.or.jp/about/local.html>

LPガスボンベ注意喚起（PDF形式：585KB）

お問合せ先

経済産業省 産業保安グループ

・高圧ガス保安室：（03）3501-1706（直通）

・ガス安全室：（03）3501-1672（直通）

【経済産業省】http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2018/07/300710-01.html

経済産業省からのお知らせ

平成30年7月5日からの大雨により流出したLP容器による事故防止について（注意喚起）

・平成30年7月5日からの大雨による増水により、岡山県内において、LPガス容器が流出したとの情報が確認されています。

・その他の地域を含め、流出したLPガス容器を発見された方は、以下の点に注意して、最寄りの販売店又は都道府県LPガス協会へご連絡願います。

○みだりに触れない、移動させない！

○ガス臭くなくても、容器周辺では火気を使用しない！

【連絡先】

①容器の所有者（容器の外面に氏名、名称、住所及び電話番号が表示されています）

②氏名等が判別できない場合は、

岡山県の場合：（一社）岡山県LPガス協会 TEL：086-225-1636

その他の都道府県：最寄りの都道府県LP協会へご連絡ください（連絡先は次頁）。

<http://www.japanlpg.or.jp/about/local.html>

【経済産業省】http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2018/07/300710-01-01.pdf

「警戒レベル」について

警報や注意報、避難指示・避難勧告など大雨の際には多くの防災情報が発表される。しかし、複雑でわかりにくい
ため、必ずしも住民の避難行動に結びついていないという実態が2018年の西日本豪雨で浮き彫りになったことから、
国では2019年から大雨の際に発表される防災情報を5段階のレベルに分けることにした。また、令和元年台風第19
号(令和元年東日本台風)の際、この警戒レベルの運用により避難情報等は分かりやすくなったという意見がある一方
で、避難勧告で避難しない人が多い中、警戒レベル4の中に避難勧告と避難指示(緊急)の両方が位置付けられわか
りにくいとの課題も顕在化したことから、災対法が改正され、警戒レベル4の一本化や、警戒レベル5を「緊急安全
確保」とし、災害が発生・切迫し指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険であると考えられる場合に直ち
に安全確保を促すことができることとするなど、避難情報が改善された。(下図参照)

危険度の高まりに応じて段階的に発表される防災気象情報とその利活用

令和3年5月20日(木)から
避難情報が変わります！

5段階の警戒レベル

警戒レベル	避難情報	住民がとるべき行動	情報発信源
警戒レベル 5	緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保！	市町が発令
~~~~~＜警戒レベル4までに危険な場所から必ず避難！＞~~~~~			
警戒レベル 4	避難指示	危険な場所から <b>全員</b> 避難	
警戒レベル 3	高齢者等避難	危険な場所から <b>高齢者等</b> 避難	気象台が発表
警戒レベル 2	大雨・洪水・高潮注意報	避難に備え、ハザードマップなどにより、 自らの避難行動を確認	
警戒レベル 1	早期注意情報	防災気象情報などの最新情報に注意するなど、 災害への心構えを高める	

※「避難勧告」は廃止され、「避難指示」に一本化されました。

■警戒レベル（説明）

引用：避難情報に関するガイドライン 表2 警戒レベルの一覧表（令和3年5月 内閣府（防災担当））

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）     ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！      ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害のおそれ高い     ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難      ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害のおそれあり     ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難      ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者     ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)	●発表される状況：気象状況悪化     ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認      ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ     ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める      ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

## 【行政機関への連絡用文書】

行政機関への連絡用文書：大規模地震用

平成____年____月____日

関係機関様

一般社団法人〇〇県ＬＰガス協会

〇〇市〇〇町〇〇-〇

電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇２

ファックス〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇４

## 被災地のＬＰガスについてのお願い

この度の地震に際し、被害に遭われました皆様には心よりお見舞いを申し上げます。

ＬＰガス（プロパンガス）のお客さまには、現在、通行が可能な地域より、当協会会員事業所が順次点検・復旧を開始いたしておりますが、ＬＰガスに関して問い合わせ等ございましたら、下記についてご留意くださいますようお願い申し上げます。

## 記

大きな揺れの後にＬＰガスを使う前には、ご家庭のＬＰガス設備や器具が損傷している恐れがありますので、販売店の点検を受けてからご使用いただくようお願いいたします。

設備や器具に異常がない状態でガスが出ない時は、ガスメーターがガスを遮断していますので、メーター付属の説明に従い復帰ボタンを押してください。

約１分間でメーターが安全確認をし、異常がなければ再度ご使用になれます。復帰方法がわからない時には、販売店に確認してください。

復帰ボタンを押してもガスが使用できない場合は、販売店に連絡し、点検を受けてから使用してください。

販売店の連絡先は、ＬＰガス容器、ガスメーター等に記載しておりますが、不明の場合には下記までお願いします。

一般社団法人〇〇県エルピーガス協会____支部

電話____内

一般社団法人〇〇県エルピーガス協会

電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇２ 〇〇市〇〇町〇〇-〇

以上



## 令和3年6月18日付け液化石油ガス法施行規則及び例示基準の改正



# 液化石油ガス法施行規則及び同規則の機能性基準の運用（例示基準）の一部改正について（自然災害対策：充てん容器の流出防止措置）

2021年6月18日  
経済産業省

## 1. 背景

近年、地球規模で気象の極端化等が進み、日本列島スケールにおいて、前線と台風の発達状況（強度、ルート、移動速度等）と周辺環境（海面水温、水蒸気量、気圧配置等）は大きく変化し、災害の頻発化・激甚化が進行しています。さらには、線状降水帯の豪雨をはじめ局地化・集中化する気象現象と、地形、土地利用等の条件が組み合わさり、浸水による甚大な被害（充てん容器の流出等）が発生しているところがあります。こうした状況下において、地域の災害リスクの把握（ハザードマップの活用等）と、災害リスクに応じた対策が急務となっています。

## 2. 経緯

自然災害対策については、産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 液化石油ガス小委員会、容器流出防止対策検討会（事務局：一般社団法人全国LPガス協会）等において検討を行ってきました。令和3年4月、「液化石油ガス安全高度化計画2030」が策定され、自然災害対策の章において、LPガス事業者は、国が作成する「LPガス災害対策マニュアル」（令和3年3月改定）等を踏まえ、災害発生時における保安確保のための具体的な取組について、着実に実施することとし、ハザードマップを確認・把握して、「容器転倒・転落・流出防止の鎖又はベルト等の二重掛け」、「鎖又はベルトが容易に外れにくい取付け金具の設置」等を徹底する旨が明記されました。

これまで、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」（以下施行規則）第十八条 供給設備の技術上の基準において、「転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置を講ずること」が定められ、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について」（以下施行規則の機能性基準の運用）において、地震対策（容器の転倒防止策等）及び雪害対策（雪囲いによる損傷防止策等）について規定されてきたところです。

## 3. 内容

充てん容器の流出を防止する措置を講ずるため、施行規則及び施行規則の機能性基準の運用（別添例示基準）について、一部改正を行いました。

今回の改正では、施行規則第十八条 供給設備の技術上の基準 に、洪水等の対策として容器流出対策を加え、「転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置を講ずるとともに、浸水のおそれのある地域においては、充てん容器等が浸水によって流されることを防止する措置を講ずること。」とし、地域の災害リスクに応じて容器の流出対策を講ずることを定めました。

また、施行規則の機能性基準の運用（別添例示基準）において、①対象地域（洪水浸水想定区域（想定最大規模）等）②具体的な対策（例えば、20kgを超える容器にはベルト又は鎖を2本かける、（容器の浮上により鉄鎖等が簡単に外れることを防ぐため）ベルト又は鎖が外れにくい固定金具を使用する等）を追加しました。

項目	内容								
改正省令	<b>浸水のおそれのある地域においては、充てん容器等が浸水によって流されることを防止する措置を講ずること</b>								
場所	浸水のおそれのある地域は、洪水浸水想定区域（想定最大規模）等において、1m以上の浸水が想定されている地域とする。								
流出防止措置	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">           固定金具について            ・ベルト又は鉄鎖が外れにくい固定金具を使用すること。         </td></tr> <tr> <td colspan="2">           ベルト又は鉄鎖について         </td></tr> <tr> <td>           充てん量20kgを超える容器         </td><td>           1本目のベルト又は鉄鎖を当該容器の底部から容器の高さの3/4程度の位置に、2本目のベルト又は鉄鎖を容器底部から1/4程度の位置にそれぞれゆるみなく取り付け固定すること。ただし、プロテクターのある容器の場合は、2本のベルト又は鉄鎖のうちいずれか1本について、プロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付けることができる。         </td></tr> <tr> <td>           充てん量20kg以下の容器         </td><td>           当該容器のプロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付け、ゆるみなく容器を固定すること。         </td></tr> </table>  ただし、積雪時において、容器交換作業に支障を来す可能性のある場合であって冬の期間等にあつてはこの限りでない。	固定金具について ・ベルト又は鉄鎖が外れにくい固定金具を使用すること。		ベルト又は鉄鎖について		充てん量20kgを超える容器	1本目のベルト又は鉄鎖を当該容器の底部から容器の高さの3/4程度の位置に、2本目のベルト又は鉄鎖を容器底部から1/4程度の位置にそれぞれゆるみなく取り付け固定すること。ただし、プロテクターのある容器の場合は、2本のベルト又は鉄鎖のうちいずれか1本について、プロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付けることができる。	充てん量20kg以下の容器	当該容器のプロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付け、ゆるみなく容器を固定すること。
固定金具について ・ベルト又は鉄鎖が外れにくい固定金具を使用すること。									
ベルト又は鉄鎖について									
充てん量20kgを超える容器	1本目のベルト又は鉄鎖を当該容器の底部から容器の高さの3/4程度の位置に、2本目のベルト又は鉄鎖を容器底部から1/4程度の位置にそれぞれゆるみなく取り付け固定すること。ただし、プロテクターのある容器の場合は、2本のベルト又は鉄鎖のうちいずれか1本について、プロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付けることができる。								
充てん量20kg以下の容器	当該容器のプロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付け、ゆるみなく容器を固定すること。								
	<b>(ii) 容器収納庫への保管</b>								

注：詳細は、改正省令、機能性基準の運用について（別添例示基準第9節）を参照のこと。



液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則  
(供給設備の技術上の基準)

第十八条 法第十六条の二第一項の経済産業省令で定める供給設備（バルク供給に係るものを除く。以下この条において同じ。）の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 [略]

イ ～ ハ [略]

ニ 充てん容器等（内容積が五リットル以下のものを除く。以下ニにおいて同じ。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置を講ずると ともに、浸水のおそれのある地域においては、充てん容器等が浸水によって流されることを防止する措置を講ずること。

二 ～ 二十三 [略]

9. 充てん容器等の転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置並びに充てん容器等の流出を防止する措置

規則関係条項 第16条第9号、第18条第1号ニ、第44条第2号イ(4)・ロ(1)、第53条第1号リ

充てん容器等に講ずべき転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置並びに充てん容器等に講ずべき流出の防止する措置は、次に定めるところによるものとする。

(1) 貯蔵施設に置く場合

- ① 水平で、かつ、上から物が落ちるおそれのない場所に置くこと。
- ② 固定プロテクターのない容器にあっては、キャップを施すこと。
- ③ 10kg容器にあっては、原則として2段積以下とし、やむを得ず3段積にするときは、ロープにより緊縛すること。

(2) 供給設備又は消費設備に接続されて置く場合

- ① (1)①の基準による。この場合、充てん容器等の設置位置は、屋根又はひさしの垂直投影面の内側であって、かつ、積雪により埋没するおそれのない位置又は雪囲いを施す等によって保護された位置であること。ただし、落雪による衝撃等の外力に耐える構造の箱等(側板下部の通風がよいものに限る。)に充てん容器等を収納した場合はこの限りでない。

- ② 充てん量10kg以上の容器については、ベルト、鉄鎖等により容器を家屋その他の構築物に固定する等により、地震に際して転倒しないようにすること。

- ③ 浸水のおそれのある地域においては、(2)②に加え、次に掲げる(i)又は(ii)のいずれかの基準により、充てん容器等が浸水によって流されることを防止する措置を講ずること。浸水のおそれのある地域は、洪水浸水想定区域(想定最大規模)等において、1m以上の浸水が想定されている地域とする。令和3年11月30日まではなお従前の例による。令和3年12月1日現に設置されている供給設備及び消費設備においては、令和6年6月1日までは、なお従前の例によることができる。

- (i) ベルト又は鉄鎖が外れにくい固定金具を使用すること。充てん量20kgを超える容器にあっては1本目のベルト又は鉄鎖を当該容器の底部から容器の高さの3/4程度の位置に、2本目のベルト又は鉄鎖を容器底部から1/4程度の位置にそれぞれゆるみなく取り付け固定すること。ただし、プロテクターのある容器の場合は、2本のベルト又は鉄鎖のうちいずれか1本について、プロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付けることができる。充てん量20kg以下の容器にあっては当該容器のプロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付け、ゆるみなく容器を固定すること。ただし、積雪時において、容器交換作業に支障を来す可能性のある場合であって冬の期間等にあってはこの限りでない。

- (ii) 容器収納庫に保管すること。

出典：経済産業省ガス安全室 WEB サイト